

えりも町地域防災計画

(資料編)

令和6年3月

えりも町防災会議

〔目 次〕

資料編

〔資料編〕	1
〔 防 災 組 織 〕	1
○ 資料 1 防災関係機関一覧	1
○ 資料 2 自治会一覧	5
○ 資料 3 えりも町防災会議委員名簿	6
○ 資料 4 災害対策本部掲示板	7
○ 資料 5 標 章	7
〔 災害履歴・震度階級等 〕	8
○ 資料 6 気象概況	8
○ 資料 7 過去の災害の記録	11
○ 資料 8 気象庁震度階級関連解説表	20
〔 災害危険箇所等 〕	24
○ 資料 9 水防区域	24
○ 資料 10 高波・高潮・津波等危険区域	26
○ 資料 11 地すべり・がけ崩れ等危険区域	27
○ 資料 12 土石流危険渓流	30
○ 資料 13 山地災害危険地区	32
○ (参考) 危険箇所図	35
○ 資料 14 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	38
○ 資料 15 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設	40
○ 資料 16 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	40
○ 資料 17 危険物所在一覧	41
〔 物資・資機材 〕	42
○ 資料 18 防災資機材・救援備蓄物資一覧	42
○ 資料 19 災害時における緊急医薬品の供給について	43
〔 避 難 場 所 〕	44
○ 資料 20 避難路一覧	44
○ 資料 21 避難場所一覧	47
〔 通信・輸送 〕	49
○ 資料 22 えりも町防災行政無線系統図	49
○ 資料 23 緊急通行車両確認証明書	50
○ 資料 24 緊急通行車両標章	51
○ 資料 25 重要路線一覧	52
○ 資料 26 緊急輸送道路指定路線一覧	54
○ 資料 27 ヘリコプター離着陸可能位置一覧	55
○ 資料 28 ヘリコプター離発着場の設置方法	56
○ 資料 29 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	57
○ 資料 30 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	60

〔 応 急 ・ 復 旧 〕	62
○ 資料 31 被害状況判定基準	62
○ 資料 32 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	67
〔 条例・協定等 〕	68
○ 資料 33 えりも町防災会議条例	68
○ 資料 34 えりも町災害対策本部条例	70
○ 資料 35 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	71
○ 資料 36 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	73
○ 資料 37 北海道広域消防相互応援協定	76
○ 資料 38 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	79
○ 資料 39 日高地方道路防災連絡協議会規約	81
○ 資料 40 災害時における協定一覧	82
〔 様 式 〕	85
○ 別記第 1 号様式 災害情報報告	85
○ 別記第 2 号様式 職員参集状況報告書	86
○ 別記第 3 号様式 職員等安否確認調査票	87
○ 別記第 4 号様式 気象通報受理簿（兼送信票）	88
○ 別記第 5 号様式 水防活動実施報告	89
○ 別記第 6 号様式 災害情報	90
○ 別記第 7 号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）	92
○ 別記第 8 号様式 災害情報速報	94
○ 別記第 9 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	95
○ 別記第 10 号様式 避難者世帯名簿	98
○ 別記第 11 号様式 避難所収容台帳	99
○ 別記第 12 号様式 避難所設置及び収容状況	99
○ 別記第 13 号様式 救助種目別物資受払簿	100
○ 別記第 14 号様式 被災者救出状況記録簿	101
○ 別記第 15 号様式 輸送記録簿	102
○ 別記第 16 号様式 炊き出し給与状況	103
○ 別記第 17 号様式 飲料水の供給簿	104
○ 別記第 18 号様式 世帯構成員別被害状況	105
○ 別記第 19 号様式 物資購入（配分）計画表	105
○ 別記第 20 号様式 物資の給与状況	106
○ 別記第 21 号様式 物資給与及び受領簿	107
○ 別記第 22 号様式 救護班活動状況	108
○ 別記第 23 号様式 医療実施状況	109
○ 別記第 24 号様式 助産台帳	110
○ 別記第 25 号様式 学用品の給与状況	111
○ 別記第 26 号様式 応急仮設住宅台帳	112
○ 別記第 27 号様式 住宅応急修理記録簿	113
○ 別記第 28 号様式 死体の捜索状況記録簿	114
○ 別記第 29 号様式 死体処理台帳	115
○ 別記第 30 号様式 埋葬台帳	116
○ 別記第 31 号様式 障害物除去の状況	117
○ 別記第 32 号様式 賃金作業員雇用台帳	118
○ 別記第 33 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	119
○ 別記第 34 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	120

○ 別記第 35 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	121
○ 別記第 36 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について)	122
○ 別記第 37 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	123
○ 別記第 38 号様式	罹災証明書	124
○ 別記第 39 号様式	罹災届出証明書	126
[そ の 他]	127
○ 参考資料	自主防災組織の活動	127

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料 1 防災関係機関一覧

1 えりも町及びえりも町教育委員会

機 関 名	電 話	住 所
えりも町	01466-2-2111	えりも町字本町 206 番地
えりも町国民健康保険診療所	01466-2-2265	えりも町字本町 210 番地の 1
えりも町教育委員会	01466-2-2525	えりも町字本町 206 番地

2 消防機関

機 関 名	電 話	住 所
日高東部消防組合	0146-22-2144	浦河町築地 1 丁目 2-9
日高東部消防組合 えりも支署	01466-2-2038	えりも町字新浜 61 番地の 82
財団法人北海道消防協会	011-232-5202	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2-2
日高地方支部	0146-22-2144	浦河町築地 1 丁目 2-9

3 指定地方行政機関

機 関 名	電 話	住 所
北海道開発局	011-709-2311	札幌市北区北 8 条西 2 丁目
室蘭開発建設部	0143-22-9171	室蘭市入江町 1 番地 14
浦河道路事務所	0146-22-2206	浦河町堺町西 4 丁目 8 番 1 号
浦河港湾事務所	0146-22-2469	浦河町築地 1 丁目 4 番 23 号
北海道農政事務所	011-330-8800	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22
札幌地域拠点	011-330-8821	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22
北海道森林管理局	011-622-5231	札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番
日高南部森林管理署	0146-42-1615	新ひだか町静内緑町 5 丁目 6 番 5 号
えりも治山事務所	01466-2-3149	えりも町字新浜 247 番地の 19
第一管区海上保安本部	0134-27-0118	小樽市港町 5 番 2 号
室蘭海上保安部	0143-23-0118	室蘭市入江町 1 番地 13 号
浦河海上保安署	0146-22-9118	浦河町潮見町 42-1
札幌管区气象台	011-611-6127	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番
室蘭地方气象台	0143-22-4249	室蘭市山手町 2 丁目 6 番 8 号
北海道労働局		
浦河労働基準監督署	0146-22-2113	浦河郡浦河町堺町西 1-3-31

4 自衛隊

機 関 名	電 話	住 所
陸上自衛隊北部方面総監部	011-511-7116	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目
第 7 師団司令部	0123-23-5131	千歳市祝梅 1016 番地
第 7 高射特科連隊	0146-44-2121	新ひだか町静内浦和 125
航空自衛隊第 36 警戒隊	01466-3-1136	えりも町字えりも岬 407 番地

5 北海道

機 関 名	電 話	住 所
北海道	011-231-4111	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
日高振興局 地域創生部 危機対策室	0146-22-9075	浦河町栄丘東通 56 号
日高振興局 保健環境部 保健行政室（浦河保健所）	0146-22-3071	浦河町東町ちのみ 3 丁目 1-8
日高振興局 森林室	0146-22-2451	浦河町常磐町 26-4
浦河公共職業安定所	0146-22-3036	浦河町堺町東 1 丁目 5 番 21 号
苫小牧年金事務所	0144-36-6135	苫小牧市若草町 2 丁目 1 番地 14 号
胆振総合振興局室蘭建設管理部	0143-24-9856	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 むろらん広域センタービル
浦河出張所	0146-22-3135	浦河町向が丘西 2 丁目 568 番地 59
北海道教育庁	011-204-5702	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
日高教育局	0146-22-9481	浦河町栄丘東通 56 号
北海道立庶野診療所	01466-4-2219	えりも町字庶野 664 番地の 1
日高家畜保健衛生所	0146-42-1333	日高郡新ひだか町静内旭町 2 丁目 88-5
日高農業改良普及センター	0146-42-1489	日高郡新ひだか町静内こうせい町 2-2-10

6 北海道警察

機 関 名	電 話	住 所
北海道警察本部	011-251-0110	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
札幌方面浦河警察署	0146-22-0110	浦河町築地 2 丁目 2 番 4 号
えりも本町駐在所	01466-2-2021	えりも町字新浜 237 番地 3
えりも岬駐在所	01466-3-1409	えりも町字えりも岬 233 番地の 1
庶野駐在所	01466-4-2002	えりも町字庶野 523 番地の 5

7 指定公共機関

機 関 名	電 話	住 所
日本郵便株式会社北海道支社	011-214-4000	札幌市中央区北 2 条西 4 丁目
えりも郵便局	01466-2-2360	えりも町字本町 205 番地
えりも岬郵便局	01466-3-1520	えりも町字えりも岬 197 番地
庶野郵便局	01466-4-2030	えりも町字庶野 649 番地の 28
日高目黒郵便局	01466-5-3110	えりも町字目黒 115 番地
北海道旅客鉄道株式会社	011-222-7111	札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1-1
ジェイ・アール北海道バス(株)	011-622-8000	札幌市西区二十四軒 2 条 7 丁目 1 番 26 号
様似営業所	0146-36-3432	様似町錦町 50 番 5
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	011-212-4466	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4 大通 4 丁目ビル 6 階
北海道南支店 苫小牧営業支店	0120-386-164	苫小牧市旭町 3 丁目 6 番 13 号
(株)NTTドコモ北海道	011-242-6830	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6 番地
苫小牧支店	0144-37-6868	苫小牧市木場町 1 丁目 4 番 10 号
日本放送協会室蘭放送局	0143-22-7271	室蘭市山手町 1 丁目 3 番 50 号
日本赤十字社北海道支部	011-231-7126	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目
浦河赤十字病院	0146-22-5111	浦河町東町ちのみ 1 丁目 2 番 1 号
北海道電力ネットワーク株式会社	011-251-1123	札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
道央統括支店	0120-06-0852	苫小牧市新中野町 3 丁目 8 番 7 号
浦河ネットワークセンター	0120-06-0856	浦河町大通 2 丁目 30 番地

8 指定地方公共機関

機 関 名	電 話	住 所
社団法人北海道医師会	011-231-1432	札幌市中央区大通西6丁目
一般社団法人 日高医師会	0146-22-6262	浦河町大通2丁目26番地1
社団法人北海道歯科医師会	011-231-0945	札幌市中央区北1条東9丁目11番
一般社団法人 日高歯科医師会	0146-42-1486	新ひだか町静内御幸町3丁目1-72
北海道土地改良事業団体連合会	011-221-2292	札幌市中央区北5条西6丁目1-23
日高支部	01456-2-5116	日高町門別本町210-1
公益社団法人北海道トラック協会	011-531-2215	札幌市中央区南9条西1丁目1-10
室蘭地区トラック協会	0143-44-0993	室蘭市日の出町3丁目4番11号

9 公共的団体

機 関 名	電 話	住 所
えりも町社会福祉協議会	01466-2-2116	えりも町字本町206番地
JA ひだか東農業協同組合	0146-22-1500	浦河町塚町東2丁目5-5
えりも営農センター	01466-2-2511	えりも町字本町83番地の2
えりも漁業協同組合	01466-2-2211	えりも町字本町182番地の2
えりも支所		
近笛事業所	01466-2-2027	えりも町字笛舞71番地
歌別事業所	01466-2-2045	えりも町字歌別
東洋事業所	01466-3-1236	えりも町字東洋
えりも岬事業所	01466-3-1211	えりも町字えりも岬96番地先
庶野支所	01466-4-2311	えりも町字庶野
目黒事業所	01466-5-3209	えりも町字目黒84番地の6
ひだか南森林組合えりも支所	01466-2-3590	えりも町字新浜207番地の1
日高地区農業共済組合	0146-42-0904	新ひだか町静内本町4丁目1-6
日高東部家畜診療所	0146-22-2466	浦河町塚町西1丁目17番13号
えりも町商工会	01466-2-2241	えりも町字本町86番地の1

10 学校

機 関 名	電 話	住 所
小学校		
笛舞小学校	01466-2-2652	えりも町字笛舞478番地の1
えりも小学校	01466-2-2355	えりも町字新浜242番地
えりも岬小学校	01466-3-1114	えりも町字えりも岬239番地
庶野小学校	01466-4-2016	えりも町字庶野506番地の3
中学校		
えりも中学校	01466-2-2077	えりも町字新浜207番地の3
高等学校		
えりも高等学校	01466-2-2405	えりも町字新浜208番地の2

11 幼稚園・保育所

機 関 名	電 話	住 所
光の園幼稚園	01466-2-2251	えりも町字本町373番地
中央保育所	01466-2-2411	えりも町字歌別252番地
えりも岬保育所	01466-2-1607	えりも町字えりも岬54番地の1
庶野保育所	01466-4-2207	えりも町字庶野579番地の4
中央保育所	01466-2-2411	えりも町字歌別252番地

12 個人病院

機 関 名	電 話	住 所
にしかわ歯科医院	01466-2-3355	えりも町字大和 324 番地
ささき歯科クリニック	01466-2-3332	えりも町字新浜 16 番地の 3

○ 資料 2 自治会一覧

(令和 5 年 10 月 10 日現在)

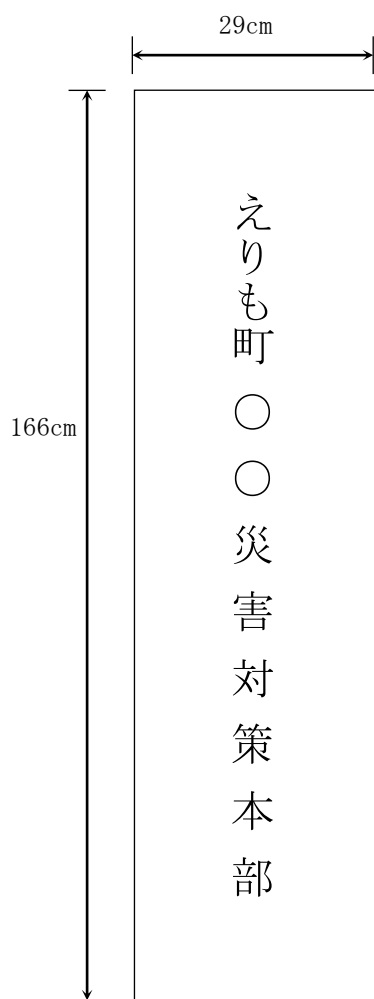
自治会	世帯数	班数	自治会	世帯数	班数
近浦	54	7	新浜	99	14
笛舞	45	7	上歌別	15	2
下笛舞	43	6	歌別第 1	31	5
大和第 1	18	5	歌別第 2	23	5
大和第 2	17	1	歌別第 3	41	6
和里	6	6	東洋第 1	38	7
西えりも第 1	127	15	東洋第 2	24	5
西えりも第 2	85	13	東洋第 3	22	3
西えりも第 3	102	16	東洋第 4	17	3
沢町	36	4	えりも岬第 1	40	5
本町	19	3	えりも岬第 2	41	6
中央	20	2	えりも岬第 3	42	7
住吉	22	5	桜岡	9	1
高見	31	4	千平	27	2
新栄	36	6	有明	21	3
みどり	43	6	西庶野	33	3
旭ヶ丘	90	13	庶野中央	41	4
柏台	64	10	東庶野	54	4
あけぼの	100	10	美島	34	2
			目黒	54	5

○ 資料3 えりも町防災会議委員名簿

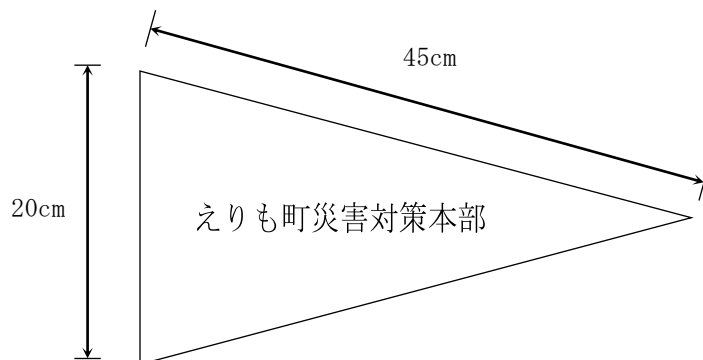
(令和5年4月1日現在、組織図順・敬省略)

	機関名	役職名	住所	担当窓口	電話番号
会長	えりも町	町長	えりも町字本町 206	総務課 庶務係	01466- 2-2111
委員	北海道開発局室蘭開発建設部 浦河道路事務所	所長	浦河町堺町西 4-8-1	室蘭開発 建設部長	0146- 22-2206
〃	北海道森林管理局 日高南部森林管理署	署長	新ひだか町 静内緑町 5-6-5	総務 グループ	0146- 42-1615
〃	第一管区海上保安本部 浦河海上保安署	署長	浦河町大通 1-48	ご担当者	0146- 22-9118
〃	室蘭地方气象台	次長	室蘭市 山手町 2 丁目 6-8	防災 気象官	0143- 22-4249 内線 32
〃	北海道日高振興局地域創生部	部長	浦河町栄丘東通 56	主査 (防災)	0146- 22-9075
〃	北海道日高振興局保健環境部	部長	浦河町 東町ちのみ 3-1-8	企画 総務課	0146- 22-3071
〃	北海道日高振興局森林室	室長	浦河町 常磐町 26-4	管理課 管理係	0146- 22-2451
〃	胆振総合振興局室蘭建設管理部 浦河出張所	所長	浦河町 向が丘西 2-568-59	主査(管理 調整)	0146- 22-3135
〃	北海道警察 札幌方面浦河警察署	署長	浦河町 築地 2 丁目 2-4	警備係長	0146- 22-0110
〃	えりも町	副町長	えりも町字本町 206	総務課 庶務係	01466- 2-2111
〃	えりも町総務課	課長	えりも町字本町 206	総務課	01466- 2-2111
〃	えりも町教育委員会	教育長	えりも町字本町 206	学校教育 課	01466- 2-2525
〃	日高東部消防組合えりも支署	支署長	えりも町字新浜 61-82	警防係	01466- 2-2038
〃	日高東部消防組合えりも町消防団	団長	えりも町字新浜 61-82	消防団係	01466- 2-2038
〃	日本赤十字社浦河赤十字病院	院長	浦河町 東町ちのみ 1-2-1	社会課	0146- 22-5111 内線 370
〃	日本郵便株式会社北海道支社 えりも郵便局	局長	えりも町字本町 205	局長	01466- 2-2360
〃	東日本電信電話株式会社北海道南支店 苫小牧営業支店	支店長	苫小牧市 旭町 3 丁目 6-13	第二 CR 担 当	0144- 35-4330
〃	北海道電力ネットワーク株式会社苫小 牧支店 浦河ネットワークセンター	所長	浦河町大通 2-30	お客様セ ンター	0146- 22-2108
〃	航空自衛隊第 36 警戒隊	隊長	えりも町 字えりも岬 407	総務人事 係長	01466- 3-1136
〃	陸上自衛隊第 7 高射特科連隊	連隊長	新ひだか町 静内浦和 125	連隊本部	0146- 44-2121

○ 資料4 災害対策本部揭示板



○ 資料5 標章



〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料6 気象概況

えりも岬（経度：北緯41度55.5分／経度：東経143度14.6分／標高：63m）

年	降水量(mm)			気温(°C)		風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	最大 1時間	最高	最低	平均	最大風速		
						風速	風速	風向	
1998年 (平成10年)	1,303	114	29	22.4	-10.4	8.2	26	北東	1,637.1
1999年 (平成11年)	1,037	94	23	25.1	-8	8.1	28	北東	1,712.6
2000年 (平成12年)	990	60	32	22.8	-10.1	8.2	31	北東	1,595.7
2001年 (平成13年)	752	52	22	21.3	-9.7	8.5	29	北北東	1,749.2
2002年 (平成14年)	1,034	85	35	22.2	-8	8.3	37	北北東	1,733.4
2003年 (平成15年)	901	54	16	22	-10.9	7.9	30	西	1,608.4
2004年 (平成16年)	837	48	23	24.4	-6.4	8.2	34	北東	1,683.0
2005年 (平成17年)	817	56	14	23.8	-8.3	8.2	29	西	1,630.4
2006年 (平成18年)	971	66	17	24.5	-7.6	8.3	38	北北東	1,714.0
2007年 (平成19年)	863	105	26	24.6	-6.5	8.2	39	北北東	1,966.0
2008年 (平成20年)	761	70	31	22.6	-9.2	7.7	28.4	西	1,717.7
2009年 (平成21年)	1,249	59	20	22.3	-7.4	8	36	北北東	1,774.3
2010年 (平成22年)	1,086	70.5	27	24.7	-10.5	8.2	34.5	北北東	1,560.1
2011年 (平成23年)	942	46.5	16	24.6	-8.5	8	35.4	北北東	1,776.6
2012年 (平成24年)	1,285	121	32	26.2	-10.9	8	32.9	西	1,631.1
2013年 (平成25年)	1,114	116.5	37	25.3	-8.7	7.9	34.9	北北東	1,622.9
2014年 (平成26年)	838	69.5	20.5	23.2	-8.8	8	32.9	北北東	2,016.4
2015年 (平成27年)	1,000.5	70.5	21.5	23.6	-7.8	8.3	33.3	西	1,796.3
2016年 (平成28年)	1,176.5	85.5	40.5	24.1	-8.2	8.4	35.9	北東	1,909.0
2017年 (平成29年)	846.5	64	21.0	22.7	-9.1	8.1	32.7	北北東	1,887.4
2018年 (平成30年)	949.5	59.5	28.0	24.6	-9.3	8.2	33.8	西	1,693.0

年	降水量(mm)			気温(°C)		風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	最大1時間	最高	最低	平均	最大風速		
						風速	風速	風向	
2019年 (令和元年)	913	66.5	32.5	24.9	-12.1	8.3	32.2	北北東	2,021.3
2020年 (令和2年)	821	50	44.0	26.7	-10.8	8.3	33.5	北北東	1,771.4
2021年 (令和3年)	1,316	198.5	30.0	26.3	-9.7	8.2	31.3	西南西	1,795.6
2022年 (令和4年)	1,398	108	36.5	24.6	-9.7	8.2	35.0	北北東	2,088.5

目黒（経度：北緯42度07.6分／経度：東経143度18.8分／標高17m）

年	降水量(mm)			気温(°C)		風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	最大1時間	最高	最低	平均	最大風速		
						風速	風速	風向	
1998年 (平成10年)	2,589	286	52	—	—	—	—	—	—
1999年 (平成11年)	2,250	159	26	—	—	—	—	—	—
2000年 (平成12年)	2,282	123	22	—	—	—	—	—	—
2001年 (平成13年)	1,656	135.0	47	—	—	—	—	—	—
2002年 (平成14年)	2,161	162.0	29	—	—	—	—	—	—
2003年 (平成15年)	2,194	224	46	—	—	—	—	—	—
2004年 (平成16年)	2,087	158	48	—	—	—	—	—	—
2005年 (平成17年)	2,157	188	36	—	—	—	—	—	—
2006年 (平成18年)	2,223	207	23	—	—	—	—	—	—
2007年 (平成19年)	1,880	156	33	—	—	—	—	—	—
2008年 (平成20年)	1,601	111.5	31.5	—	—	—	—	—	—
2009年 (平成21年)	3,035	109	26.5	—	—	—	—	—	—
2010年 (平成22年)	2,187	124	31	—	—	—	—	—	—
2011年 (平成23年)	1,817	88.5	31	—	—	—	—	—	—
2012年 (平成24年)	2,283	240.5	38.5	—	—	—	—	—	—
2013年 (平成25年)	2,224	192.5	48.5	—	—	—	—	—	—
2014年 (平成26年)	1,730.5	135.0	26.5	—	—	—	—	—	—
2015年 (平成27年)	2,269.5	128.0	35.0	—	—	—	—	—	—
2016年 (平成28年)	2,804.0	124.5	29.5	—	—	—	—	—	—

年	降水量(mm)			気温(°C)		風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	最大 1時間	最高	最低	平均	最大風速		
						風速	風速	風向	
2017年 (平成29年)	1,702.0	160.0	54.0	—	—	—	—	—	—
2018年 (平成30年)	2,026.0	119.5	24.0	—	—	—	—	—	—
2019年 (令和元年)	2,051.5	140.0	22.5	—	—	—	—	—	—
2020年 (令和2年)	1,557.5	78.0	17.0	—	—	—	—	—	—
2021年 (令和3年)	2,602.0	257.0	42.5	—	—	—	—	—	—
2022年 (令和4年)	2,483.5	145.5	32.5	—	—	—	—	—	—

○ 資料7 過去の災害の記録

えりも町における被災概況は以下のとおりである。
 なお、比較的小規模な被害については省略している。

1 火災

発生日月日	災害種別	災害の概況
明治26年(1893)	火災	市街地目抜き通りの半数30戸が焼失 (当町におけるはじめての大火)
昭和10年(1935) 10月23日	火災	本町市街地に大火発生、48戸が焼失 (午前0時45分ころ出火)
昭和39年(1964) 5月22日	火災	襟裳小中学校校舎火災 小学校教室6 特別教室1 中学校教室3 計10教室 (午後8時50分ごろ出火)
昭和41年(1966) 1月30日	火災	目黒小中学校校舎全焼 (午後7時30分ごろ出火)
平成28年(2016) 1月19日	火災	非住家(公共建物)全壊1棟

2 地震、津波

発生日月日	災害種別	災害の概況
明治29年(1896) 6月15日	津波	大津波(M29.6.19日付 大阪朝日新聞による) 午後7時30分～10時30分 三陸沖で発生した津波が幌泉及び十勝沿岸に襲来。 人畜死傷8(死者4) 家屋破壊8 漁船破壊
昭和8年(1933) 3月3日	津波	三陸津波 庶野、目黒地区を中心に大被害を受けた。 午前2時32分、本村一体に強震、その後3回の津波が襲来し甚大な被害を受けた。 3時10分 高波襲来 最高 8m 平均 5m 3時35分 " " 12m " 7m 4時00分 " " 14.2m " 7.3m 死者13名 負傷者56名 全壊家屋 住宅18戸 その他11棟 半壊家屋 住宅31戸 その他30棟 浸水家屋 住宅64戸 その他103棟 流失家屋 住宅19戸 その他13棟 持符船 流失184隻 破損81隻 磯船 流失3隻 破損11隻 (総額) 計 336,765円
昭和27年(1952) 3月4日	地震、津波	十勝沖地震 地震後約5分で津波の第1波が襲来。 (午前10時23分) 重傷3人 住宅全壊1戸 半壊2戸 学校小壊2校 動力船全損2隻 大破1隻 中小破4隻 無動力船大破28隻 中小破17隻 病院小壊1戸 その他小壊2戸 (総額) 計 77,976千円

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 35 年(1960) 5 月 24 日	津波	チリ地震津波 未明、突如襲来した。 午前 4 時ころ海面の異常現象が現れ・・・・・・ 6 時までの間に庶野漁港区に係留中の動力船が大損害を受けた。 動力船全損 7 隻 大破 5 隻 中小破 20 隻 無動力船大破 4 隻 小破 1 隻 タコ延縄流失 8,100 枚 さけ・ます定置網小破 6 か統 (総額) 計 18,890 千円
平成 15 年(2003) 9 月 26 日	地震、 津波	十勝沖地震 軽傷 2 人 住宅一部損壊 2 戸 床下浸水 1 戸 漁船破損 4 隻 共同利用施設破損 2 か所 漁具被害 4 件 干場冠水 9 件 備品被害 42 件 商工被害 1 件 自動車水没 2 台 台船被害 1 件 (総額) 計 25,170 千円
平成 23 年(2011) 3 月 11 日	津波	住宅 半壊 1 棟 一部損壊 1 棟 床上浸水 23 棟 床下浸水 15 棟 非住宅 全壊 6 棟 半壊 2 棟 道路損壊 3 か所 港湾損壊 3 か所 漁港損壊 9 か所 下水道 1 か所 護岸・波消ブロック 5 か所 漁船 沈没流出 19 隻 破損 116 隻 水産 共同利用施設 73 か所 その他施設 124 か所 漁具 3 件 水産製品 18 件 その他 3 件 商業被害 9 件 工業被害 1 件 建築事務所 1 件 バス停 1 か所 漁港公園 1 か所 車両 23 件 罹災世帯数 43 世帯 罹災者数 127 人 津波の最大高 3.5m (庶野) (総額) 計 791,002 千円
平成 28 年 (2016) 1 月 14 日	地震	非住家 (公共建物) 半壊 1 棟

3 台風

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 33 年(1958) 9 月 27 日	台風	台風 22 号 住宅 半壊 15 戸 その他 全壊 20 棟 半壊 60 棟
昭和 46 年(1970) 9 月 11 日	台風	台風 26 号 河川決壊 3 か所 道路決壊 2 か所 橋梁決壊 3 か所 漁港決壊 1 か所 定置網大破 9 か統
昭和 54 年(1979) 10 月 19～20 日	台風	台風 20 号 非住宅 全壊 1 戸 半壊 5 戸 漁船 全損 18 隻 大破 11 隻 中小破 10 隻 海産千場 42 か所 定置網大破 11 か統 その他漁業被害 12 件 林業施設 1 件 福祉施設 2 件 商工施設 3 件 降雨量 217mm(目黒) 最大風速 28m(襟裳岬)
平成 3 年(1997) 9 月 19～20 日	台風	台風 18 号 住宅 一部破損 11 戸 非住宅 全壊 5 戸 その他 半壊 4 戸 漁船流失 全損 1 隻 海産千場 2 か所 定置網大破 2 か統 教育施設 3 件 社会教育施設 1 件

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
平成3年(1997) 9月28日	台風	台風19号 漁船 小破1隻 定置網 中破2か統 小破8か統
平成6年(2000) 9月19日	台風	台風24号 道路決壊 1か所 漁船 小破1隻 海産千場 63件 定置網大破5か統
平成14年(2002) 10月1日	台風	台風21号 非住宅 全壊4戸 その他 半壊3戸 漁船破損 20隻 漁具破損 9件
平成19年(2007) 9月7日	台風	台風9号 水産 共同利用施設 1か所 道路決壊 4か所 降雨量 171mm(目黒)
平成21年(2009) 10月8日~9日	台風	台風18号 住宅 一部損壊61棟 非住家 半壊10棟 営農施設10か所 畜産被害7件 その他農業被害1件 水産共同利用施設6か所 その他水産施設5か所 水産製品1件 商業施設1か所 その他商工被害8件 社会教育施設3件 社会福祉施設2件 公共施設一部損壊34件 最大風速 39m(襟裳岬)
平成23年(2011) 9月22日	台風	台風15号 住宅 一部損壊29棟 非住宅 全壊1棟 営農施設10か所 畜産被害7件 その他農業被害1件 崖崩れ1か所 漁船破損6隻 水産 共同利用施設4か所 その他施設21か所 水道3か所 病院2か所 一般廃棄物処理施設2か所 商業被害2件 工業被害1件 小学校6件 高校3件 その他文教施設1件 社会教育施設2か所 社会福祉施設3か所 車庫8か所 車両5件 最大風速 32m(襟裳岬)
平成25年(2013) 9月16日~17日	台風	台風18号 道路1か所 崖崩れ3か所 漁船破損1隻
平成25年(2013) 10月16日	台風	台風26号 住宅 一部損壊2棟 非住宅 一部損壊1棟 畜産被害5か所 水産 共同利用施設1か所 その他施設2か所 操業被害2件 高校1か所 その他文教施設1か所 車庫1か所
平成28年(2016) 8月17日	台風	台風7号 住家 一部破損3棟 非住家(その他) 半壊3棟 高校1か所 電気3,950戸
平成28年(2016) 8月30日	台風	台風10号 非住家(その他) 全壊3棟 漁船破損1隻 水産その他22件 電気3,938戸

発生日月	災害種別	災 害 の 概 況
平成 29 年 (2017) 10 月 23 日	台風	台風 21 号 住家 一部破損 7 棟 非住家 (その他) 全壊 3 棟 非住家 (その他) 半壊 2 棟 電気 17 戸

4 風雪波浪

発生日月	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 40 年 (1965) 1 月 8 日	風雪波浪	住宅 全壊 1 戸 半壊 20 戸 小壊 28 戸 流失 7 戸 非住宅 全壊 4 戸 半壊 3 戸 床上浸水 4 戸 床下浸水 5 戸 道路決壊 3 か所 橋梁決壊 1 か所 海岸浸食決壊 10 か所 漁港決壊 1 か所 漁船中小破 97 隻 漁具資材統流失 4 件
昭和 45 年 (1970) 1 月 31 日	風雪波浪	河川決壊 3 か所 幌泉港湾決壊 消防施設 4 件 道路決壊 7 か所 漁港決壊 1 か所 橋梁決壊 1 か所 漁具流失 2 件 漁船中小破 12 隻 商品被害 3 件 住宅小壊 3 戸 非住家全壊 1 戸 半壊 1 戸 床上浸水 7 戸 床下浸水 5 戸
昭和 56 年 (1981) 1 月 2~3 日	風雪波浪	人的被害 死者 4 名 (車の排ガスによる中毒死) 最大風速 36.5m(襟裳岬)
昭和 56 年 (1981) 1 月 2~3 日	風雪波浪	人的被害 死者 4 名(車の排ガスによる中毒死) 最大風速 36.5m(襟裳岬)
昭和 60 年 (1985) 2 月 9~10 日	風雪波浪	住宅一部破損 1 棟 非住宅半壊 1 棟 農業被害 1 件
昭和 61 年 (1986) 11 月 25~26 日	風雪波浪	住宅一部破損 1 棟 非住宅半壊 2 棟 医療施設 1 件 教育施設 4 件 社会教育施設 1 件 福祉施設 2 件 最大風速 42.9m(襟裳岬)
昭和 62 年 (1987) 11 月 19 日	風雪波浪	非住宅半壊 1 棟 最大風速 33.5m(襟裳岬)
昭和 62 年 (1987) 11 月 24 日	風雪波浪	住宅一部破損 2 棟 非住宅半壊 1 棟 最大風速 39.8m
昭和 63 年 (1988) 12 月 6~7 日	風雪波浪	住宅一部破損 2 棟 非住宅半壊 6 棟 漁船中小破 4 隻 最大風速 34.5m(襟裳岬)
平成 3 年 (1991) 2 月 16 日	風雪波浪	住宅半壊 71 棟 非住宅半壊 151 棟 漁船 中小破 24 隻 流失 1 隻 教育施設 6 件 社会教育施設 6 件 養魚施設 1 件 農業用施設 48 件 漁港決壊 3 か所 海産千場 67 か所
平成 5 年 (1993) 1 月 29 日	風雪波浪	住宅一部破損 2 棟 非住宅半壊 17 棟 教育施設 1 件 社会教育施設 1 件
平成 7 年 (1995) 3 月 17 日	風雪波浪	住宅一部破損 1 棟 非住宅半壊 1 棟
平成 16 年 (2004) 12 月 4~5 日	風雪波浪	重傷者 2 人 住宅半壊 2 棟 一部損壊 52 棟 非住宅全壊 7 棟 半壊 39 棟 農業用施設 23 件 商業施設 7 件 工業施設 5 件 その他商工被害 6 件 教育施設 1 件 社会福祉施設 2 件 その他被害 22 件

発生日月	災害種別	災害の概況
平成 24 年 (2012) 11 月 26～27 日	風雪波浪	住宅一部損壊 3 棟 非住宅一部損壊 2 棟 農業協同利用施設 3 か所 営農施設 3 か所 畜産被害 5 か所 水産その他施設 5 か所 商業被害 2 件 高校 1 か所
平成 28 年 (2016) 1 月 19 日	暴風雪 波浪	住家 一部破損 5 棟 非住家 (公共建物) 全壊 1 棟 非住家 (その他) 全壊 1 棟 非住家 (公共建物) 半壊 1 棟 非住家 (その他) 半壊 4 棟 営農施設 2 か所 漁港 2 か所 電気 584 戸
平成 30 年 (2018) 3 月 2 日	暴風雪	住家 一部破損 3 棟 非住家 (公共建物) 全壊 1 棟 非住家 (その他) 半壊 4 棟 営農施設 2 か所 漁港 2 か所 電気 584 戸

5 強風波浪

発生日月	災害種別	災害の概況
昭和 29 年 (1954) 5 月 9 日	強風波浪	住宅半壊 107 戸 公共用建物小壊 8 統 河川護岸決壊 24 か所 非住宅半壊 5 棟 漁港決壊 2 か所 動力船大破 18 隻 非住宅小壊 66 棟 道路決壊 1 か所 無動力船大破 20 隻 タコ縄流失 1,000 枚 橋流失 24 か所 定置網大破 13 か統
昭和 47 年 (1972) 11 月 6 日	強風波浪	重傷 2 名 住宅全壊 1 棟 非住宅全壊 3 棟 軽傷 1 名 住宅小壊 6 棟 非住宅全壊 19 棟 漁船 全損 1 隻 中小破 2 隻 流失 1 隻 定置網大破 10 か統
昭和 53 年 (1978) 5 月 30 日	強風波浪	住宅一部破損 4 棟 非住宅全壊 3 棟 非住宅半壊 12 棟 漁船 全損 2 隻 中破 4 隻 海産千場 11 か所 定置網大破 1 か統 教育施設 5 件 生活館 2 件 最大風速 26m (襟裳岬)
昭和 55 年 (1980) 11 月 2 日	強風波浪	住宅一部破損 2 棟 漁船中小破 7 隻 海産千場 11 か所 定置網大破 11 か統 最大風速 37.1m (襟裳岬)
昭和 57 年 (1982) 10 月 20 日	強風波浪	定置網大破 7 か統 延縄流失 610 枚
昭和 61 年 (1986) 5 月 15 日	強風波浪	非住宅全壊 11 棟 半壊 14 棟 海産千場 13 か所 教育施設 5 件 最大風速 31m (襟裳岬)
昭和 63 年 (1988) 8 月 1 日	強風波浪	漁船 中小破 13 隻 流失 3 隻
昭和 63 年 (1988) 11 月 24～26 日	強風波浪	海岸浸食決壊 1 か所 道路決壊 1 か所
平成 2 年 (1990) 12 月 1 日	強風波浪	漁船 流失 1 隻 海産千場 46 か所
平成 4 年 (1992) 10 月 9 日	強風波浪	住宅一部破損 1 棟 非住宅全壊 1 棟 半壊 1 棟
平成 8 年 (1996) 5 月 9 日	暴風	住宅一部破損 14 棟 非住宅全壊 4 棟 半壊 7 棟 農業用施設 7 件 崖くずれ 2 か所 水産施設 6 か所 文教施設 1 か所 社会教育施設 4 か所

発 生 年 月 日	災 害 種 別	災 害 の 概 況
平成 18 年 (2006) 10 月 7 日	暴風波浪	重傷者 1 人 軽傷者 1 人 住宅一部損壊 79 棟 非住宅半壊 151 棟 農業用施設 30 件 道路損壊 5 か所 漁港損壊 13 か所 漁船破損 112 隻 水産施設 91 か所 漁具被害 10 件 その他水産被害 4 件 林業被害 171 か所 商業被害 17 件 工業被害 4 件 その他商工被害 22 件 教育施設被害 6 件 社会教育施設被害 16 件 社会教育福祉施設等被害 1 件
平成 18 年 (2006) 11 月 7 日	暴風波浪	住宅半壊 1 棟 一部破損 13 棟 非住宅半壊 12 棟 水産施設被害 38 件 林業被害 6 件 商業被害 4 件 工業被害 1 件 その他商工被害 3 件 教育施設被害 1 件
平成 20 年 (2008) 12 月 27 日	暴風	非住宅全壊 1 棟
平成 21 年 (2009) 4 月 25~26 日	暴風波浪	住宅 一部損壊 8 棟 非住宅 全壊 3 棟 半壊 2 棟 農業用施設 1 件 その他水産被害 1 件 小学校 3 件 中学校 1 件 高校 2 件 社会教育施設 1 件 その他公共施設 2 件 最大風速 34.3m (襟裳岬)
平成 24 年 (2012) 4 月 3 日	暴風波浪	住宅 一部損壊 2 棟 営農施設 1 か所 水産 共同利用施設 2 か所
平成 27 年 (2015) 1 月 7 日、8 日	暴風	非住家 (公共建物) 半壊 3 棟
平成 27 年 (2015) 8 月 27 日	高波	河川 1 か所 漁具 (網) 5 件 その他水産 2 件
平成 27 年 (2015) 10 月 2 日	暴風	住家一部破損 2 棟 小学校 1 か所
平成 27 年 (2015) 10 月 8 日、9 日	暴風波浪	漁港 2 か所 その他水産施設 1 か所
平成 28 年 (2016) 4 月 18 日	暴風	住家一部破損 3 棟 非住家 (その他) 全壊 3 棟 非住家 (公共建物) 半壊 1 棟 非住家 (その他) 半壊 8 棟 漁船破損 3 隻 水産共同利用施設 1 か所 その他水産 1 件 林地 1 か所 電気 2 戸
平成 28 年 (2016) 5 月 11 日	暴風	住家一部破損 2 棟 非住家 (公共建物) 半壊 2 棟 非住家 (その他) 半壊 2 棟
平成 28 年 (2016) 12 月 2 日	暴風	非住家 (その他) 半壊 1 棟
平成 29 年 (2017) 12 月 26 日	暴風	住家一部破損 6 棟 非住家 (その他) 全壊 1 棟 非住家 (その他) 半壊 2 棟 営農施設 2 か所 電気 1,050 戸

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
平成 30 年 (2018) 1 月 9 日	暴風	非住家 (その他) 半壊 3 棟
平成 30 年 (2018) 9 月 5 日	暴風	住家一部破損 1 棟
平成 31 年 (2019) 1 月 10 日	暴風	住家一部破損 2 棟 非住家 (その他) 半壊 1 棟 公立社会福祉施設 1 か所
令和元年 (2019) 10 月 8 日	暴風	非住家 (その他) 半壊 1 棟
令和元年 (2019) 10 月 13 日	暴風	住家一部破損 4 棟 非住家 (その他) 全壊 1 棟 水道 1 か所
令和元年 (2019) 12 月 3 日、4 日	暴風	住家一部破損 3 棟 電気 10 戸
令和 2 年 (2020) 1 月 2 日	暴風	農業共同利用施設 1 か所
令和 2 年 (2020) 1 月 29 日	暴風	住家一部破損 2 棟 水産共同利用施設 2 か所
令和 2 年 (2020) 2 月 16 日	暴風	住家一部破損 3 棟 水産共同利用施設 2 か所
令和 2 年 (2020) 3 月 5 日	暴風	電気 110 戸
令和 2 年 (2020) 3 月 11 日	暴風	小学校 1 か所 電気 160 戸
令和 2 年 (2020) 9 月 26 日	暴風	軽傷 1 名 住家一部破損 1 棟
令和 3 年 (2016) 8 月 10 日	暴風	住家一部破損 11 棟 非住家 (その他) 全壊 2 棟 非住家 (公共建物) 半壊 3 棟 非住家 (その他) 半壊 17 棟 漁港 1 か所 中学校 1 か所 公立社会福祉施設 1 か所
令和 3 年 (2021) 12 月 1 日、2 日	暴風波浪	住家一部破損 3 棟 非住家 (その他) 半壊 3 棟 その他水産施設 1 か所
令和 3 年 (2021) 12 月 12 日、13 日	暴風	非住家 (その他) 半壊 1 棟

6 大雨

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 56 年(1981) 7 月 5～6 日	大雨	住宅 床下浸水 3 棟 河川決壊 20 か所 道路決壊 5 か所 水害被害 12 件 水道被害 3 件 農業被害 17 件他 避難世帯 3 世帯(11 名) 雨量 目黒 199mm 本町 168mm
昭和 56 年(1981) 8 月 5～6 日	大雨	水産被害 3 件 農業被害 2 件 雨量 本町 137mm
昭和 60 年(1985) 9 月 7～8 日	大雨	住宅 床下浸水 5 棟 非住宅全壊 1 か所 牧野道 8 か所 砂防設備 1 か所 河川護岸決壊 1 か所 道路決壊 11 か所 崖崩れ 4 か所 漁具(網) 1 か統 海産干場 5 か所 漁具倉庫 1 棟 治山施設 1 棟 雨量 目黒 188mm 本町 140mm えりも岬 137mm
昭和 63 年(1988) 8 月 12～14 日	大雨	住宅 床下浸水 1 棟 河川決壊 4 か所 水産被害 1 件 海産干場 6 か所 雨量 目黒 400mm えりも岬 116mm
平成元年(1989) 6 月 28～30 日	大雨	住宅 床下浸水 1 棟 草地 1 か所 河川決壊 2 か所 道路決壊 5 か所 海産干場 5 か所 教育施設 1 件 雨量 目黒 249mm えりも岬 196.2mm
平成元年(1989) 8 月 28 日	大雨	道路決壊 1 か所 河川決壊 1 か所 雨量 目黒 155mm
平成 2 年(1990) 11 月 9～10 日	大雨	住宅一部破損 1 棟 床上浸水 1 棟 非住宅半壊 5 棟 河川決壊 2 か所 道路決壊 3 か所 崖崩れ 1 か所 漁船 中小破 1 隻 漁具(網)5 か統
平成 3 年(1991) 8 月 21 日	大雨	河川決壊 12 か所
平成 7 年(1995) 8 月 8～9 日	大雨	非住宅半壊 2 棟 河川決壊 3 か所 道路決壊 2 か所 崖崩れ 11 か所 教育施設 2 件
平成 8 年(1996) 5 月 23 日	大雨	住宅 床下浸水 1 棟 非住宅床下浸水 1 棟 河川決壊 2 か所 道路決壊 1 か所 崖崩れ 1 か所 海産干場 2 か所
平成 10 年(1998) 9 月 16 日	大雨	住宅床上浸水 1 棟 非住宅全壊 2 棟 非住宅半壊 4 棟 河川決壊 9 か所 道路決壊 21 か所 海岸被害 1 か所 港湾被害 3 か所 漁船流出 2 隻 漁船破損 2 隻 水産施設 95 か所
平成 15 年(2003) 7 月 10 日	大雨	河川決壊 12 か所 砂防設備決壊 2 か所 道路決壊 9 か所 治山決壊 3 か所 海岸被害 1 か所 急傾斜地被害 3 か所
平成 24 年(2012) 5 月 4 日	大雨	非住宅 一部損壊 2 棟 床下浸水 1 棟 崖崩れ 2 か所 水産施設その他 1 か所 治山施設 2 か所 総雨量 目黒 262mm 目黒
平成 28 年(2016) 6 月 17 日	大雨	非住家(その他)全壊 1 棟

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
平成 28 年 (2016) 9 月 9 日	大雨	小学校 1 か所
令和 3 年 (2021) 6 月 9 日	大雨	道路 3 か所 林道 1 か所
令和 3 年 (2021) 9 月 21 日	大雨	河川 2 か所 道路 3 か所 その他水産 1 か所

7 流氷

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 59 年(1984) 3 月 22～25 日	流氷	漁網被害 40,605 千円 水産物被害 1,181,310 千円 合計 1,221,915 千円

8 雪崩

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 60 年(1985) 1 月 29 日 2 月 4 日	雪崩	住宅一部破損 2 棟

9 竜巻

発生年月日	災害種別	災 害 の 概 況
昭和 63 年(1988) 10 月 2 日	竜巻	住宅一部破損 7 棟 非住宅全壊 1 棟 一部破損 13 棟 漁船 破損 1 隻

○ 資料 8 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔 災害危険箇所等 〕

語句	概要	資料
水防区域	・洪水時に危険が予想され、特に注意が必要な箇所	資料 9
高波	・波浪注意報・警報の対象になる程度の高い波。	資料 10
高潮	・主に台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。	
津波	・海底下で大きな地震が発生し、断層運動により海底が隆起もしくは沈降し、これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播する現象	
災害危険区域	・建築基準法第 39 条の規定に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定する区域 ・住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる	
地すべり危険区域	・地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、人家や公共施設に被害を与えるおそれのある箇所	資料 11
がけ崩れ危険区域	・傾斜度 30° かつ高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所	資料 12
土石流危険溪流	・土石流発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害のおそれのある溪流を土石流危険溪流（溪床勾配 3° 以上（火山砂防地域は 2° 以上）の谷地形を有する溪流）という ・土石流危険区域は、土石流危険溪流において、地形条件等によって土石流の堆積や氾濫が予想される区域をいう	
山地災害危険地区	・山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与える地区で、地形、地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上のものを国（国有林）及び道（民有林）が調査把握したもの	
山腹崩壊危険地区	・山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区	資料 13
崩壊土砂流出危険地区	・山腹崩壊又は地すべりによって生産された土砂や火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区	
土砂災害警戒区域	・土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図る区域	
土砂災害特別警戒区域	・避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域	資料 14

出典：

- ・水防区域…「災害に備えて 重要水防箇所（河川別）」（国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部ホームページ）
- ・高波、高潮…「天気予報等で用いる用語 波浪、潮位」、「津波」…「津波発生と伝播のしくみ」（気象庁ホームページ）をもとに作成
- ・災害危険区域…「災害危険区域制度」（国土交通省 ホームページ）をもとに作成
- ・地すべり危険区域、がけ崩れ危険区域、土石流危険溪流…「土砂災害危険箇所とは」（北海道 ホームページ）をもとに作成
- ・山地災害危険地区、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区…日高振興局提供資料もとに作成
- ・土砂災害警戒区域…「土砂災害から身を守るために！」（北海道）をもとに作成
- ・土砂災害特別警戒区域…「土砂災害防止法の概要」（国土交通省）をもとに作成

○ 資料 9 水防区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (Km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
① - 1	近浦	カヨツ川	普通 カヨツ川	河口から 0.5	両岸 500	溢水	7	共同作業所	町道 近浦山通り 1号線	
① - 2	大和	アベヤキ川	普通 アベヤキ 川	河口から 0.4	右岸 250 左岸 190	〃	17		町道 野津内線	
① - 3	〃	南部家川	普通 南部家川	河口から 2.5	両岸 500	土石流 溢水	37	生活館	町道 南部家 1丁目線	
① - 4	本町	幌泉川	普通 幌泉川	河口から 1.0	両岸 500	〃	42		町道 住吉右通り線 住吉左通り線	
① - 5	新浜	コロツ川	普通 コロツ川	河口から 5.2	両岸 1,500	溢水	20	町営 スケートリ ンク	町道 コロツ川 沿線	
① - 6	歌別	歌別川	2級 歌別川	河口から 6.0	両岸 2,000	〃	21	生活館・小学 校	町道 歌別川沿線	
① - 7	〃	〃	普通 サマツ川	合流点か ら 2.0	両岸 300	〃	8	生活館	町道 歌別海浜線	
① - 8	東洋	ヤベツ川	普通 ヤベツ川	河口から 0.3	両岸 100	〃	7		町道 東洋浜通り線 焼別川沿線	
① - 9	〃	ホヨスカ川	普通 ホヨスカ川	河口から 0.2	両岸 100	〃	6		町道 南東洋川沿線	
① - 10	目黒	猿留川	2級 猿留川	河口から 0.8	左岸 100	〃	14		町道 猿留茶津内線	
① - 11	目黒	猿留川	普通目黒 小川	河口から 0.7	両岸 700	溢水	30	消防事務所 生活館	町道 猿留茶津内線 猿留川右通り線	
① - 12	〃	〃	普通 目黒川	河口から 2.0	両岸 1,000	〃	40		町道 猿留茶津内線 目黒保育所線 目黒生活館線	
① - 13	庶野	千平川	普通 千平川	河口から 1.0	両岸 1,000	〃	4			
① - 14	〃	咲梅川	普通 咲梅川	河口から 1.0	左岸 500	〃		国道駐車帯	国道 336 号	
① - 15	東 洋	油駒川	普通 油駒川	河口から 1.0	両岸 1,000	〃	6	漁港	町道	

○ 資料 10 高波・高潮・津波等危険区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定番号	危険区域との関連	
											全部	一部
② - 1	近浦海岸	700	700	700	高波 高潮 津波	17				1228	○	
② - 2	〃	100	100	100	〃	3		国道 336号線		〃	○	
② - 3		750	750	750	〃	14		〃		488 1228	○	
② - 4	〃 (下笛舞)	850	850	850	〃	8		町道 笛舞海岸線		1228	○	
② - 5	大和海岸 (サッコツ)	2,805	2,805	2,805	〃	25				〃	○	
② - 6	本町海岸	1,488	627	1,488	〃	120		町道		〃		○
② - 7	新浜海岸	2,020	2,020	2,020	〃	10		町道 新岸内 コロップ線		〃	○	
② - 8	歌別海岸	3,112	3,112	1,195	〃	70		町道 歌別海岸線		664	○	
② - 9	東洋海岸	10,092	10,092	2,432	〃	50		町道 東洋海岸線		1228		○
② - 10	えりも岬海岸	6,926	3,015	1,100	〃	50				448		○
② - 11	庶野海岸	16,127	7,040	2,478	〃	70		道道 襟裳公園線 町道 庶野海岸線		265		○
② - 12	〃 (字遠別)	100	0	100	〃			〃				○
② - 13	〃 (オノコの沢)	1,000		1,000	〃			〃				○
② - 14	目黒海岸	450	450	450	〃	15		国道 336号線		805	○	
② - 15	〃 (荒磯)	100	0	100	〃			〃				○
② - 16	〃 (オニトツ)	100	0	100	〃			〃				○
② - 17	〃 (岬)	60	0	60	〃			〃				○

○ 資料 11 地すべり・がけ崩れ等危険区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
③ - 1	笛舞	小笠原地先	0.7	41		町道笛舞海岸線	
③ - 2	本町	浜長地先	1.0	32		町道住吉左通り線	
③ - 3	〃	渡辺地先	0.1	3			
③ - 4	新浜	吉田地先	0.2	47		町道新岸内コロップ [®] 線	
③ - 5	〃	渋田地先	13.0	40		〃	
③ - 6	庶野	松本地先	0.8	42	生活館	国道 336 号線	
③ - 7	近浦	ニカンベツノ沢	12.0				
③ - 8	〃	トリイノ沢	1.9				
③ - 9	〃	扇谷地先	1.0	18	共同作業所	国道 336 号線	
③ - 10	中近浦	荻原地先	0.1	14		町道近浦牧野通り線	
③ - 11	下近浦	青木地先	0.1	11	生活館	国道 336 号線	
③ - 12	大和	ノナイ〜サッコツ	4.1	46			
③ - 13	南部家	大高〜川上	0.3	26		町道夕陽ヶ丘 2 号線	
③ - 14	本町	森本地先	0.1	13		町道沢町通り線	
③ - 15	歌別	歌別ベンケの沢	21.0	42			
③ - 16	〃	三浦地先	0.3	35	生活館	町道歌別海浜線	
③ - 17	〃	四ツ谷崎地先	0.2	25		町道四ツ谷崎地先線	
③ - 18	東洋	伊吹地先	0.1	20	共同作業所		
③ - 19	〃	藤井地先	0.1	9	生活館	道道襟裳公園線	
③ - 20	〃	三戸地先	0.1	5		町道円島浜通り線	
③ - 21	東洋	大坂地先	0.2	6		町道南東洋七軒町通り線	
③ - 22	〃	油駒	6.0	21	生活館	道道襟裳公園線 町道油駒海浜道路線	
③ - 23	〃	根井地先	2.0	6		町道油駒海浜道路線	
③ - 24	えりも岬	佐々木地先	0.1	6		町道えりも岬海浜線	

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他
③ - 25	えりも岬	高田～斎藤	1.5	20		町道えりも岬海浜線	
③ - 26	庶野	吉田地先 (ルーラン)	0.2	20		道道襟裳公園線	
③ - 27	〃	桑折地先	0.1	5	小学校	町道庶野シトマン線	
③ - 28	〃	中島地先	0.4	15		国道 336 号線	
③ - 29	〃	早瀬地先	0.4	14		町道	
③ - 30	〃	住吉地先	0.4	5		国道 336 号線	
③ - 31	庶野	黄金道路	0.2			国道 336 号線	
③ - 32	〃	咲梅	0.3			〃	
③ - 33	〃	フンコツ	0.2			〃	
③ - 34	目黒	田中地先	1.2	14		〃	
③ - 35	〃	松本地先	0.2	10		〃	
③ - 36	〃	黄金道路	18.0			〃	
③ - 37	〃	岬トンネル	0.6			〃	
③ - 38	〃	咲梅越沢	30.0			〃	
③ - 39	〃	突起の沢	10.0				
③ - 40	〃	峠の沢	17.8				
③ - 41	目黒	トヨニの沢	62.0				
③ - 42	〃	猿留	215.0				
③ - 43	〃	オキサいの沢	38.0				
③ - 44	〃	オニトツプの沢	35.0				
③ - 45	えりも岬	マゴエモンの沢	7.0				
③ - 46	近浦	扇谷地先	1.0	1		国道 336 号線	
③ - 47	〃	近浦団地	1.8	15		〃	
③ - 48	〃	石井地先	0.2	1		〃	
③ - 49	〃	岩間地先	0.1	1		〃	
③ - 50	本町	本町市街 (新井地先)	0.6	10			

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
③ - 51	本町	観音山地先～住吉神社地先	1.5	3		町道幌線灯台通り線	
③ - 52	歌別	村中地先	0.2	1			
③ - 53	〃	坪地先	0.2	1			
③ - 54	庶野	毛茂山地先	0.1	1		道道襟裳公園線	住居
③ - 55	歌別	谷口地先	3.0	2		道道襟裳公園線	納屋3軒
③ - 56	近浦	田中地先	0.1	1		〃	納屋2軒
③ - 57	歌別	佐々木地先	0.2	3			
③ - 58	笛舞	道有林 109 林班 (アハ 梓支流)	8.0				
③ - 59	庶野	道有林 129 林班・ 139 林班 (咲梅)	30.0				
③ - 60	目黒	道有林 149 林班 (夕社沢)	7.0				
③ - 61	目黒	道有林 166 林班 (ヒノヤク沢)	17.0				
③ - 62	〃	道有林 132 林班 (ヒノヤク沢)	13.0				
③ - 63	〃	道有林 137 林班	1.0				
③ - 64	東洋	長谷川地先	0.1	2		道道襟裳公園線	
③ - 65	〃	望洋荘地先	0.1	6		〃	

○ 資料 12 土石流危険溪流

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況							予想される被害				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
						溪流長 (km)	面積 (ha)					
④ - 1	近浦	チカヨップ川	チカヨップ川	チカヨップ川 東沢	土 035	0.25	6.0		3		国道 336 号	
④ - 2	〃	シモチカウラ 川	シモチカウラ 川・2の沢川	シモチカウラ の沢	土 036	0.41	8.0		1		〃	
④ - 3	〃	サワッコ川	サワッコ川	サワッコ川		0.70	5.8		6		町道 笛舞アコス線	
④ - 4	笛舞	ウエンコタン 川	ウエンコタン 川	ウエンコタン 裏川	土 037	0.70	13.0		4		〃	
④ - 5	本町	幌泉川	幌泉川	観測所の沢川	土 038	0.68	21.0		3		町道 幌泉上歌別 線	
④ - 6	〃	シラヌマナイ 川	シラヌマナイ 川	シラヌマナイ 川	土 039	0.65	13.0		14		町道 本町配水池 通り線	
④ - 7	〃	シンケシナイ 川	シンケシナイ 川	無名の沢1の 沢川	土 040	0.63	12.0	944 号 S60.6	2		町道 しゃくなげ 公園線	
④ - 8	新浜	中学校沢川	中学校沢川	中学校沢川		0.50	6.3		35			
④ - 9	歌別	番屋の川	番屋の川	無名の沢2の 沢川	土 041	0.23	3.0		2		道道 襟裳公園線	
④ - 10	〃	ボンウタベツ 川	歌別一の沢川	歌別 一の沢川	土 042	0.37	6.00		2		〃	
④ - 11	歌別	林の沢川	歌別川北沢	歌別川北沢	土 043	0.23	3.0		3		道道襟裳 公園線	
④ - 12	〃	東歌別川	歌別沢川	歌別沢川	土 044	0.35	8.0		10		〃	
④ - 13	〃	留吉沢川	留吉沢川	留吉沢川		1.20	20.0		5		〃	
④ - 14	〃	サラベツ1の 沢	サラベツ 1の沢	サラベツ 1の沢	土 045	0.20	2.0		10		〃	
④ - 15	東洋	ウタロ川	ウタロ川	ウタロ川		2.00	12.5		5		町道 西歌露坂 岸線	
④ - 16	〃	ヤギベツ川	ヤギベツ川	ヤギベツ 右の川	土 047	0.21	4.0		2		町道 東洋浜通り 線	
④ - 17	〃	〃	〃	焼別川東沢1	土 046	0.29	6.0		3		町道焼別 苔別線	

番号	危険区域の現況								予想される被害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
④ - 18	東洋	アブラコマ川	アブラコマ川	アブラコマ川	土 048	0.29	1.0		3		町道 油駒海浜道路線	
④ - 19	〃	〃	〃	〃	土 049	0.30	6.0		1		道道 襟裳公園線 町道 油駒海浜道路線	
④ - 20	えりも岬	岬 2の沢川	岬 2の沢川	岬 2の沢川		0.20	3.0		8		町道 えりも岬海浜線	
④ - 21	えりも岬	岬 1の沢川	岬 1の沢川	岬 1の沢川		0.10	0.0		6			
④ - 22	庶野	シトマン川	シトマン川	シトマン川	土 050	2.92	153.0	794号 S49.5	3	小学校	町道 庶野学校通り線	
④ - 23	目黒	目黒沢川	目黒沢川	目黒漁港の沢	土 051	1.13	4.3		3	漁港国道	町道 上目黒通り線	
④ - 24	〃	目黒沢川	〃	目黒 2の沢川	土 052	0.28	3.0		1	国道		
④ - 25	〃	〃	〃	目黒 1の沢川	土 053	0.30	3.0		1	〃		

○ 資料 13 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和 5 年 11 月現在)

市町村	字	地区名	箇所番号
えりも町	字近浦	熊谷地先	609-609-0001
えりも町	字近浦	近浦団地	609-609-0002
えりも町	字近浦	扇谷地先	609-609-0003
えりも町	字大和	夕日ヶ丘団地	609-609-0004
えりも町	字本町	本町市街	609-609-0005
えりも町	字歌別	石田地先	609-609-0006
えりも町	字歌別	石黒地先	609-609-0007
えりも町	字歌別	歌別佐々木地先	609-609-0008
えりも町	字歌別	村中地先	609-609-0009
えりも町	字歌露	歌露地区	609-609-0010
えりも町	字東洋	三戸地先	609-609-0011
えりも町	字東洋	東洋市街	609-609-0012
えりも町	字東洋	目谷地先	609-609-0013
えりも町	字東洋	神田地先	609-609-0014
えりも町	字東洋	油駒団地	609-609-0015
えりも町	字えりも岬	藤沢地先	609-609-0016
えりも町	字庶野	庶野団地	609-609-0017
えりも町	字庶野	金沢団地	609-609-0018
えりも町	字庶野	住吉地先	609-609-0020
えりも町	字東洋	田中地先	609-609-0021
えりも町	字近浦	アイヨシの沢	609-609-0022
えりも町	字えりも岬	えりも岬	609-609-0023
えりも町	字本町	神社地先	609-609-0024
えりも町	字東洋	根井地先	609-609-0025
えりも町	字庶野	黄金道路	609-609-5001
えりも町	字目黒	本保地先	609-609-5002
えりも町	字目黒	岩井水産裏	609-609-5003
えりも町	字目黒	猿留覆道地先	609-609-5004

2 崩壊土砂流出危険地区

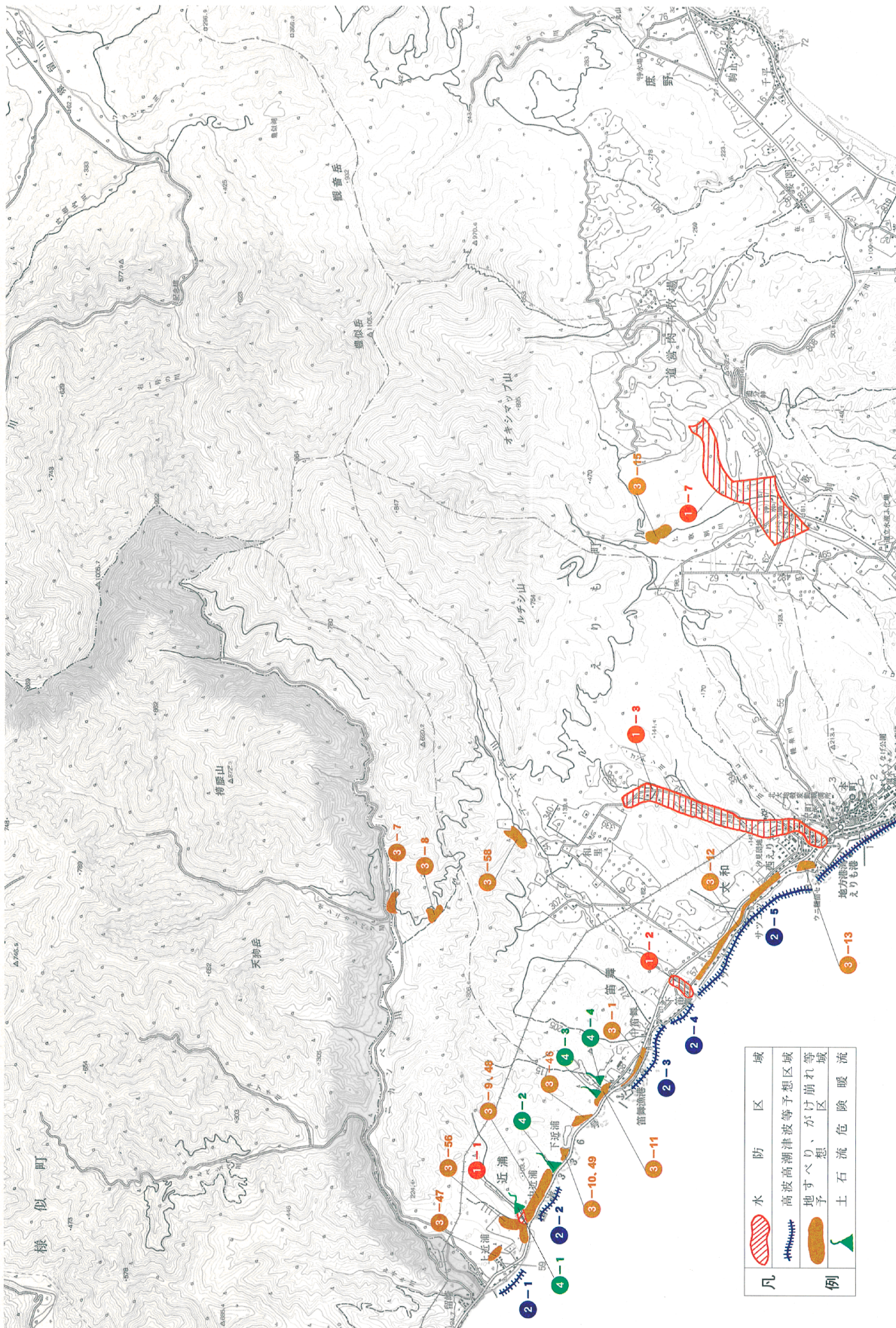
(令和5年11月現在)

市町村	字	地区名	箇所番号
えりも町	字近浦	ニカンベツの沢	608-608-5036
えりも町	字近浦	熊谷の沢	609-609-0001
えりも町	字近浦	石井の沢	609-609-0002
えりも町	字笛舞	神社の沢	609-609-0003
えりも町	字笛舞	笛舞の沢	609-609-0004
えりも町	字歌別	番屋の川	609-609-0005
えりも町	字東洋	歌露の沢	609-609-0006
えりも町	字東洋	学校の沢	609-609-0007
えりも町	字東洋	奈良の沢	609-609-0008
えりも町	字えりも岬	マゴエモンの沢	609-609-0009
えりも町	字庶野	アイの沢	609-609-0010
えりも町	字庶野	峠の沢	609-609-0011
えりも町	字庶野	牧場の沢	609-609-0012
えりも町	字庶野	アーツの沢	609-609-0013
えりも町	字歌別	歌別一の沢川	609-609-0014
えりも町	字歌別	谷口地先	609-609-0015
えりも町	字歌別	吉留沢川	609-609-0016
えりも町	字歌別	村中の沢	609-609-0017
えりも町	字東洋	町営牧野の沢	609-609-0018
えりも町	字東洋	石川の沢	609-609-0019
えりも町	字近浦	シモチカウラの沢	609-609-0020
えりも町	字近浦	サワッコ川	609-609-0021
えりも町	字歌別	歌別沢川	609-609-0022
えりも町	字近浦	トリイの沢	609-609-5001
えりも町	字笛舞	アベヤキの沢支流	609-609-5002
えりも町	字歌別	ペンケウタベツの沢	609-609-5003
えりも町	字庶野	咲梅の沢	609-609-5004
えりも町	字目黒	米倉の沢	609-609-5005
えりも町	字目黒	チプヤニの沢	609-609-5006
えりも町	字目黒	突起の沢	609-609-5007
えりも町	字目黒	峠の沢	609-609-5008
えりも町	字目黒	トヨニの沢	609-609-5009
えりも町	字目黒	猿留川	609-609-5010
えりも町	字目黒	丹根内沢	609-609-5011
えりも町	字目黒	登の沢	609-609-5012
えりも町	字目黒	チャツナイ沢	609-609-5013
えりも町	字目黒	オキナイの沢	609-609-5014

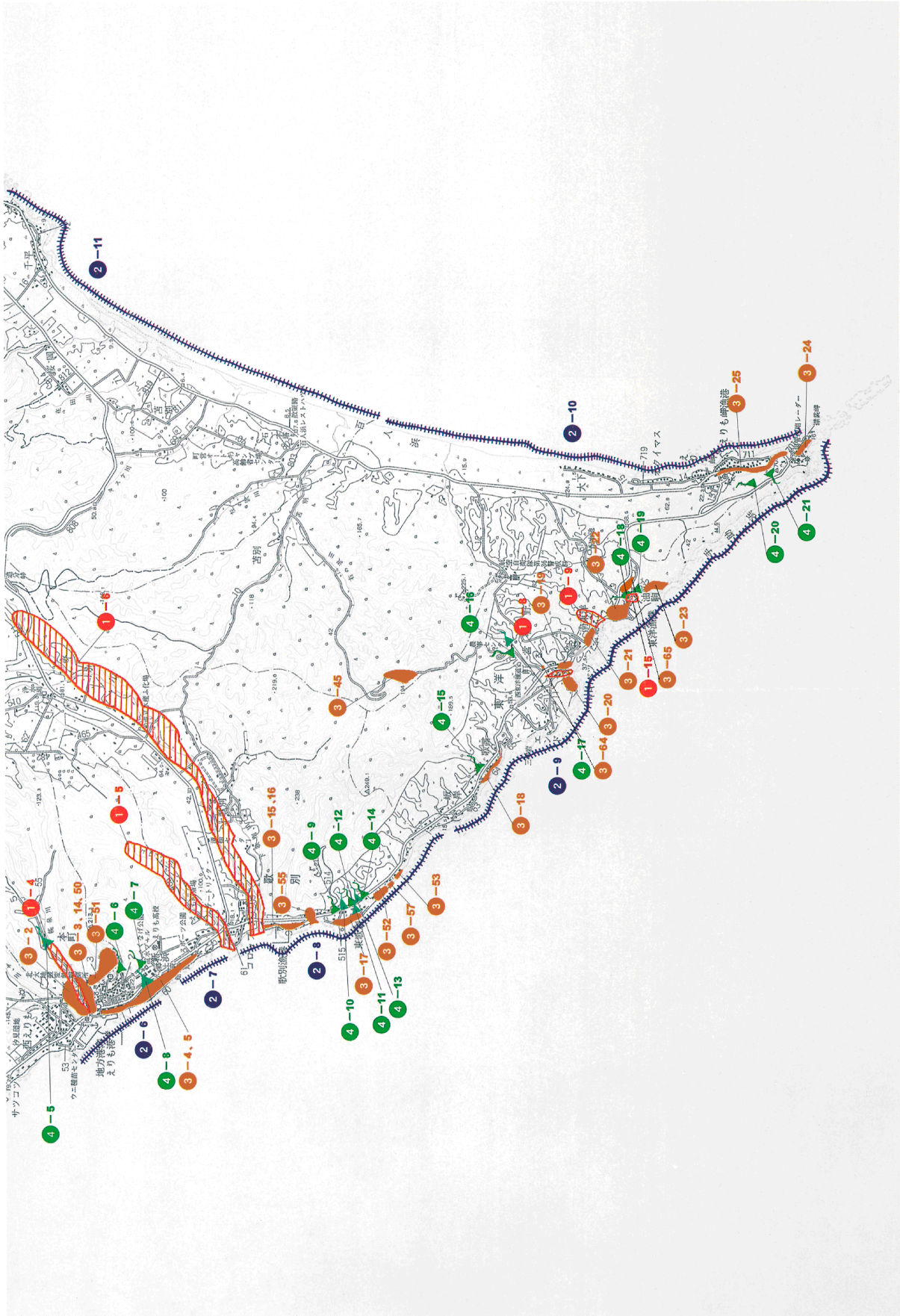
市町村	字	地区名	箇所番号
えりも町	字目黒	オニトップの沢	609-609-5015
えりも町	字目黒	シンバの沢	609-609-5016
えりも町	字目黒	ビタタヌンケ沢	609-609-5017
えりも町	字歌別	牧場沢	609-609-5018
えりも町	字庶野	道宮牧場	609-609-5019
えりも町	字大和	1 1 4 の A 沢	609-609-5020
えりも町	東洋		609-001

○ (参考) 危険箇所図

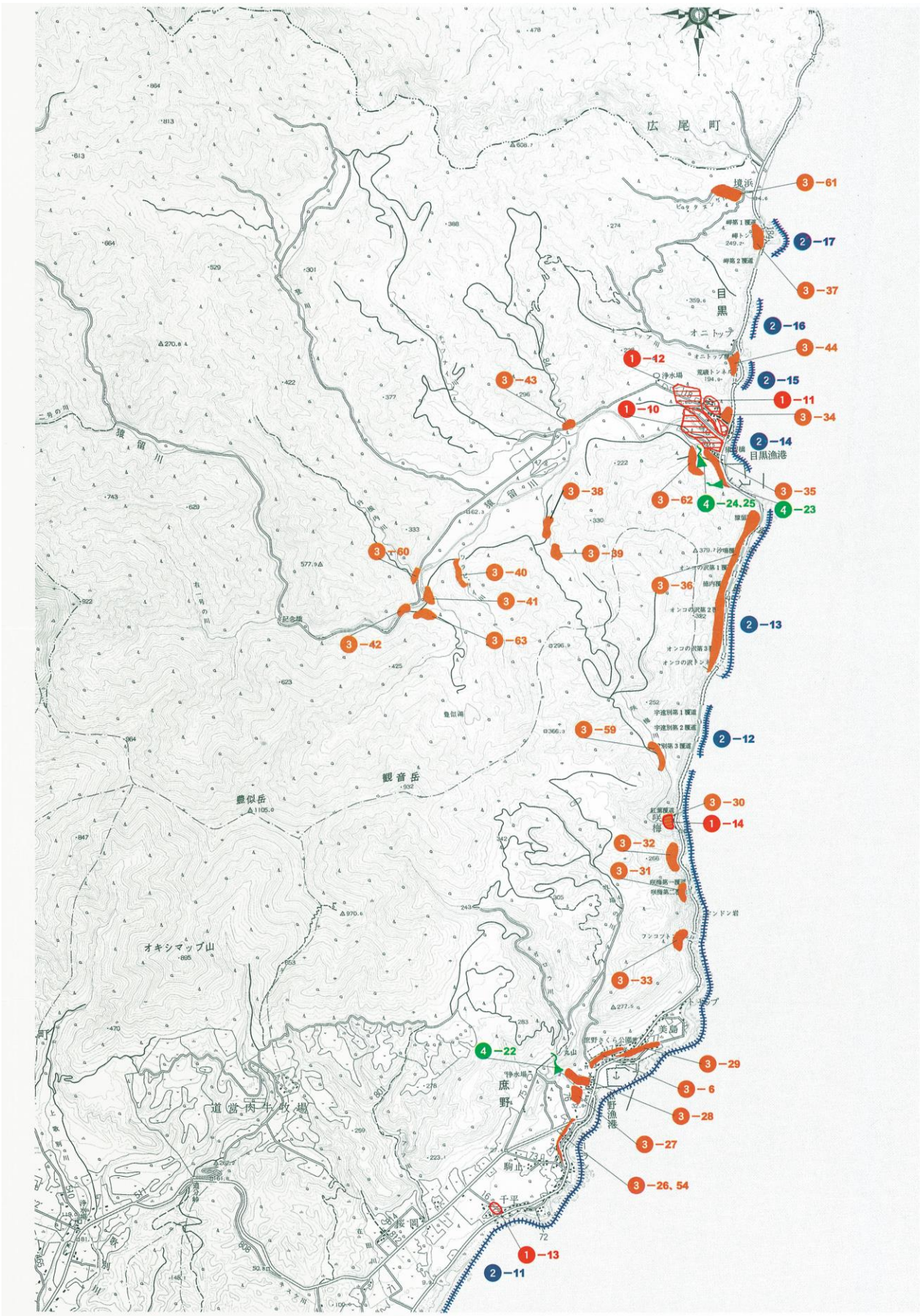
1 近浦～本町



2 本町～岬



3 庶野～目黒



○ 資料 14 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(令和 5 年 4 月現在)

現象名	所在地	区域の 名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	備考
急傾斜	えりも町字本町	えりも本町 1-1(2)	I-3-484-2124	平成 27 年 2 月 6 日	○	○	
急傾斜	えりも町字本町	えりも本町 3	I-3-488-2128	平成 27 年 2 月 6 日	○	○	
急傾斜	えりも町字笛舞	えりも笛舞	I-3-476-2116	平成 27 年 2 月 6 日	○	○	
急傾斜	えりも町字笛舞	えりも笛舞 1	I-3-473-2113	平成 27 年 2 月 6 日	○	○	
急傾斜	えりも町字笛舞	えりも笛舞 2	I-3-475-2115	平成 27 年 2 月 6 日	○	○	
急傾斜	えりも町字笛舞	えりも近浦 2	I-3-474-2114	平成 27 年 2 月 6 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野 3	I-3-500-2140	平成 27 年 3 月 24 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野 4	I-3-498-2138	平成 27 年 3 月 24 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野 5	I-3-501-2141	平成 27 年 3 月 24 日	○	○	
土石流	えりも町字東洋	焼別右の川	I-35-1370	平成 27 年 5 月 22 日	○	-	
土石流	えりも町字東洋	焼別川東沢 1	I-35-1360	平成 27 年 5 月 22 日	○	○	
急傾斜	えりも町大和	えりも大和 5	I-3-481-2121	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
急傾斜	えりも町大和	えりも大和 6	I-3-482-2122	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
急傾斜	えりも町新浜	えりも字新浜	I-3-487-2127	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
急傾斜	えりも町新浜	えりも新浜 1	I-3-490-2130	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
急傾斜	えりも町新浜	えりも新浜 2	I-3-490-2130-1	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
急傾斜	えりも町本町	えりも本町	I-3-489-2129	平成 28 年 9 月 23 日	○	-	
急傾斜	えりも町本町	えりも本町 1-1(1)	I-3-483-2123	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
急傾斜	えりも町本町	えりも本町 1-2	I-3-485-2125	平成 28 年 9 月 23 日	○	○	
土石流	えりも町新浜	無名沢 1 の沢川	II-35-1300	平成 28 年 9 月 23 日	○	-	
土石流	えりも町本町	観測所の沢川	II-35-1280	平成 28 年 9 月 23 日	○	-	
土石流	えりも町沢町	シマナイ川	I-35-1290	平成 28 年 9 月 23 日	○	-	
急傾斜	えりも町字えりも岬	えりもえりも岬	I-3-495-2135	平成 30 年 3 月 13 日	○	○	
急傾斜	えりも町字えりも岬	えりもえりも岬 1	II-3-342-1515	平成 30 年 3 月 13 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野	I-3-499-2139	平成 30 年 3 月 13 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野 1	I-3-497-2137	平成 30 年 3 月 13 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野 2	I-3-496-2136	平成 30 年 3 月 13 日	○	○	
土石流	えりも町字庶野	ソマン川	I-35-1400	平成 30 年 3 月 13 日	○	-	
急傾斜	えりも町字大和	えりも大和 2	I-3-478-2118	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字大和	えりも大和 3	I-3-479-2119	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字大和	えりも大和 4	I-3-480-2120	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字庶野	えりも庶野 6	II-3-343-1516	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字本町	えりも本町 2	I-3-486-2126	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字東洋	えりも東洋 1	I-3-492-2132	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字東洋	えりも東洋 2	I-3-493-2133	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	
急傾斜	えりも町字東洋	えりも東洋 3	I-3-494-2134	令和 3 年 11 月 30 日	○	○	

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
急傾斜	えりも町字東洋	えりも東洋4	II-3-339-1512	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字東洋	えりも東洋5	II-3-340-1513	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字東洋	えりも東洋6	II-3-341-1514	令和3年11月30日	○	-	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別1	I-3-491-2131	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別2	II-3-333-1506	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別3	II-3-334-1507	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別4	II-3-335-1508	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別5	II-3-336-1509	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別6	II-3-337-1510	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字歌別	えりも歌別7	II-3-338-1511	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字目黒	えりも目黒1	I-3-502-2142	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字目黒	えりも目黒2	I-3-503-2143	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦1	I-3-472-2112	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦3	II-3-327-1500	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦4	II-3-328-1501	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦5	II-3-329-1502	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦6	II-3-330-1503	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦7	II-3-331-1504	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字近浦	えりも近浦8	II-3-332-1505	令和3年11月30日	○	○	
土石流	えりも町字歌別	東歌別川	I-35-1340	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字歌別	歌別一の沢川	II-35-1320	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字歌別	歌別二の沢川	II-35-1350	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字歌別	歌別川北沢	I-35-1330	令和3年11月30日	○	○	
地すべり	えりも町字東洋	油駒	3-77-222	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字東洋	油駒川東沢	II-35-1390	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字歌別	無名沢2の沢川	II-35-1310	令和3年11月30日	○	○	
土石流	えりも町字東洋	焼別川東沢	II-35-1380	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字目黒	目黒1の沢川	II-35-1430	令和3年11月30日	○	○	
土石流	えりも町字目黒	目黒2の沢川	II-35-1420	令和3年11月30日	○	○	
土石流	えりも町字目黒	目黒漁港の沢	II-35-1410	令和3年11月30日	○	○	
土石流	えりも町字近浦	近呼川東沢	II-35-1250	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字笛舞, 字近浦	ウエツウツ川	II-35-1270	令和3年11月30日	○	-	
土石流	えりも町字近浦	シモカウの沢川	II-35-1260	令和3年11月30日	○	○	
急傾斜	えりも町字大和	えりも大和1	I-3-477-2117	令和3年12月21日	○	○	

○ 資料 15 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

	名称	住所	備考
1	えりも町立中央保育所	えりも町歌別 252 番地	
2	えりも町立笛舞小学校	えりも町字笛舞 478 番地の 1	
3	えりも町立えりも岬小学校	えりも町字えりも岬 239 番地	
4	えりも町立庶野小学校	えりも町字庶野 506 番地の 3	
5	特別養護老人ホーム やまと苑	えりも町字大和 106 番地の 3	
6	えりも町立国民健康保険診療所	えりも町字本町 210 番地の 1	
7	北海道立庶野診療所	えりも町字庶野 664 番地の 1	

○ 資料 16 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

	名称	住所	備考
1	えりも町立庶野小学校	えりも町字庶野 506 番地の 3	

○ 資料 17 危険物所在一覧

(令和 5 年 10 月現在)

	施設等名称	所在地	種別	品名	連絡先
1	株式会社にしかわ	字本町 81 番地	石油類	ガソリン	01466-2-2141
			〃	軽油	
			〃	灯油	
			〃	A 重油	
			液化石油ガス	LPG	
2	有限会社山中石油	字新浜 6 番地の 3	石油類	ガソリン	01466-2-2363
			〃	軽油	
			〃	灯油	
			〃	A 重油	
3	北海道エネルギー株式会社 えりも SS	字新浜 8 番地の 1	石油類	ガソリン	01466-2-2326
			〃	軽油	
			〃	灯油	
			〃	A 重油	
4	吉田商店	字庶野 392 番地の 1	石油類	ガソリン	01466-4-2438
			〃	軽油	
			〃	灯油	
			〃	A 重油	
5	有限会社えりぷろ	字本町 307 番地の 2	液化石油ガス	LPG	01466-2-2058
6	エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社 えりもサービスセンター	字本町 349 番地	〃	〃	01466-2-2662
7	サキサカ設備	字庶野 602 番地の 1	〃	〃	01466-4-2041

〔 物資・資機材 〕

○ 資料 18 防災資機材・救援備蓄物資一覧

1 町有水防倉庫備蓄資材

所 管	備蓄場所	資 機 材	備 考
えりも町	えりも町 水防倉庫	スコップ (角 41 本、剣先 44 本)、ツルハシ (27 本)、クワ (6 本)、土嚢袋 (2,161 枚)、オイルフェンス (20m×1 本、4.7m×2 本)、オイル吸着マット (400 枚)、毛布 (100 枚)、発電機 (1 台)、ジェットヒーター (2 台)、灯油ストーブ (2 台)	

2 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業や近隣市町村との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足に対する要請を行う。

要請先(流通備蓄)	内 容
卸売業者、スーパー等	食料、生活必需品
企業	食料、飲料水、資材置場
水産団体	魚介類等
その他企業、団体	車両、防災資材、医薬品、仮設住宅、応急復旧資機材等

3 給水施設

施設名称	給水区域	水 量	搬送方法及び容器	協力団体
西部簡易水道	近浦、笛舞、大和、 本町、新浜、歌別	一日最大 1,720t	・給水タンク (1t) 3 基 (1.5t) 2 基	日高東部消防 組合えりも支署 自治会
東部簡易水道	東洋、えりも岬、庶野	一日最大 900t	・ポリタンク (18ℓ) 40 個 (10ℓ) 900 個	
目黒簡易水道	目黒	一日最大 97t	・給水用ビニール袋 (10ℓ) 700 枚 (水道課保有分) (6ℓ) 800 枚	

給水量	【飲料水】 1人1日	3ℓ	合計 1人/日 20ℓ
	【生活用水】 1人1日	17ℓ	
給水期間	7日分 (応急期3日、復旧期4日と想定した日数)		
給水人口	4,800人分		

○ 資料 19 災害時における緊急医薬品の供給について

1 目的

災害時において町が医療機関等から緊急に必要な医薬品の供給について要請を受けた際、医薬品等を常時斡旋し得る体制を確保するため、北海道知事に供給を要請する。

2 北海道の備蓄・供給委託業者

○医薬品・衛生材料

会社名	所在地	電話番号
株式会社ほくやく	札幌市中央区北 6 条西 16 丁目 1 番地 5	011-611-0989
株式会社モロオ	札幌市中央区北 3 条西 15 丁目 3 番地の 50	011-618-2323
株式会社スズケン	札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番 35 号	011-618-0008

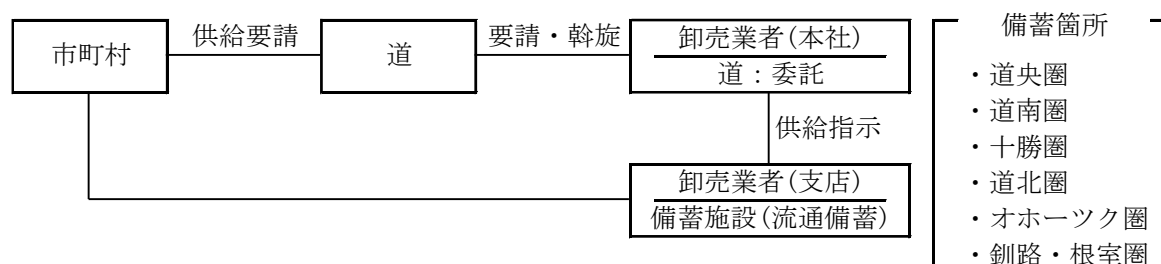
○医療用具

会社名	所在地	電話番号
株式会社竹山	札幌市中央区北 6 条西 16 丁目 1 番地 5	011-611-0100
株式会社ムトウ	札幌市北区北 11 条西 4 丁目 1 番地	011-746-5111

3 圏域ごとの医薬品等備蓄施設

別紙 1 のとおり

4 医薬品等流通備蓄・供給システム



〔 避 難 場 所 〕

○ 資料 20 避難路一覧

番号	急傾斜地名	指定の有・無	地先名	区間 (下～上)	管理者	実施期間	備考
	笛舞	有	笛舞神社地先				土砂斜路
1	大和-1	有	野村信司地先	13～15 先	北海道	平成 6 年	コンクリート階段指定 機関：国交省
		有	沼館勝雄地先	26～15-1 先		平成 9 年	
		有	前村三之地先	26～15-3 先		〃	斜路（舗装）通路 W=25m
		有	金義之地先	70-7～15-8 先		平成 8 年	コンクリート階段
		有	沼館信夫地先	47-1～42-1 先	北海道	平成 7 年	斜路（舗装）通路 W=25m
		有	沼館實地先	47-1～42-3 先	〃	〃	コンクリート階段
		有	沼館信夫地先	47-1～42-3	〃	〃	〃
		無	松岡茂勝地先	52-2～町道			
1	新浜-1-(1)	有	川村明地先	26～14 先	北海道	昭和 60 年	コンクリート階段指定 機関：国交省
		有	鳴海幸三地先	32-2～35-10 先			土砂道（未整備）
		有	加藤地先	34-4～農協倉 庫	北海道	昭和 60 年	
	新浜-1-(2)	有	大畑正雄地先	39～61-61 先	〃	平成 9 年	
	新浜-1-(2)	有	渋田守地先	53～61-68 先	北海道	平成 7 年	
		有	浅井修一地先	53～61-72 先	〃	平成 9 年	
		有	渋田あつ子地 先	57～63 先	〃	昭和 61 年	
	新浜-1-(3)	有	南部ヒナ地先	96～92-4 先	〃	平成 8 年	一部木階段

番号	急傾斜地名	指定の有・無	地先名	区間 (下～上)	管理者	実施期間	備考
		有	大山富夫地先	100～105-1	〃	〃	コンクリート、鋼製、木材階段
		有	大山英信地先	108～117-1 先	〃	平成元年	コンクリート階段
		有	小川忠之地先	116-2～117-2 先	〃	〃	コンクリート階段指定 機関：国交省
1	新浜地区 (地区本町)	有	町道止若通り 線	367～国道	えりも 町		
		有	町道止元町通 り線	367～国道	〃		
2	庶野-3	無	工藤和則地先	847-42～ 688-6 先	—		
		無	藤田佳也地先	847-38～ 687-2 先	—		
		無	佐々木則雄地 先	634～635-1 先	—		
		有	金子昭一地先	861～638 先	北海道	平成2年	コンクリート階段指定 機関：国交省
2	庶野-3	有	大場泰博地先	627-1～669 先	北海道	平成3年	コンクリート階段指定 機関：国交省
		有	工藤征二地先	856～町道敷	〃	平成5年	〃
		有	早瀬六郎地先	855～町道敷	〃	平成6年	〃
		有	小山内真行地 先	608-2～町道 敷	〃	平成8年	〃
2	庶野	無	長岡ヨシノ地 先	594～571 先	えりも 町		コンクリート階段
		有	鹿内地先	584～577 先	北海道		斜道(土砂)指定機関：国 交省(急傾斜地法)
		有	庶野生活館裏	580～579-1 先	〃	平成7.8 年	鋼製階段指定機関：国交 省(急傾斜地法)
	えりも ルーラン	有	吉田商店地先		〃		
		有	毛茂山宮子地 先		〃		計画要望
		有	町道幌泉坂線		えりも 町		

番号	急傾斜地名	指定の有・無	地先名	区間 (下～上)	管理者	実施期間	備考
		有	水上錠太郎地先				
4	えりも岬	有	山形昌一地先	113-1～129 先	北海道	平成9年	平成8年要望
		有	飯田英雄地先	116～130-4 先	〃	〃	平成8年要望
4	えりも岬	無	町道岬漁港線		えりも 町		
	えりも岬1	有	菊池重信地先	55-3～57～ 745 先	北海道	平成12年	平成17年度施工街灯1 基(自治会管理)
		無	小金昭一地先	45-2～45-1 先	えりも 町		土砂道

○ 資料 21 避難場所一覧

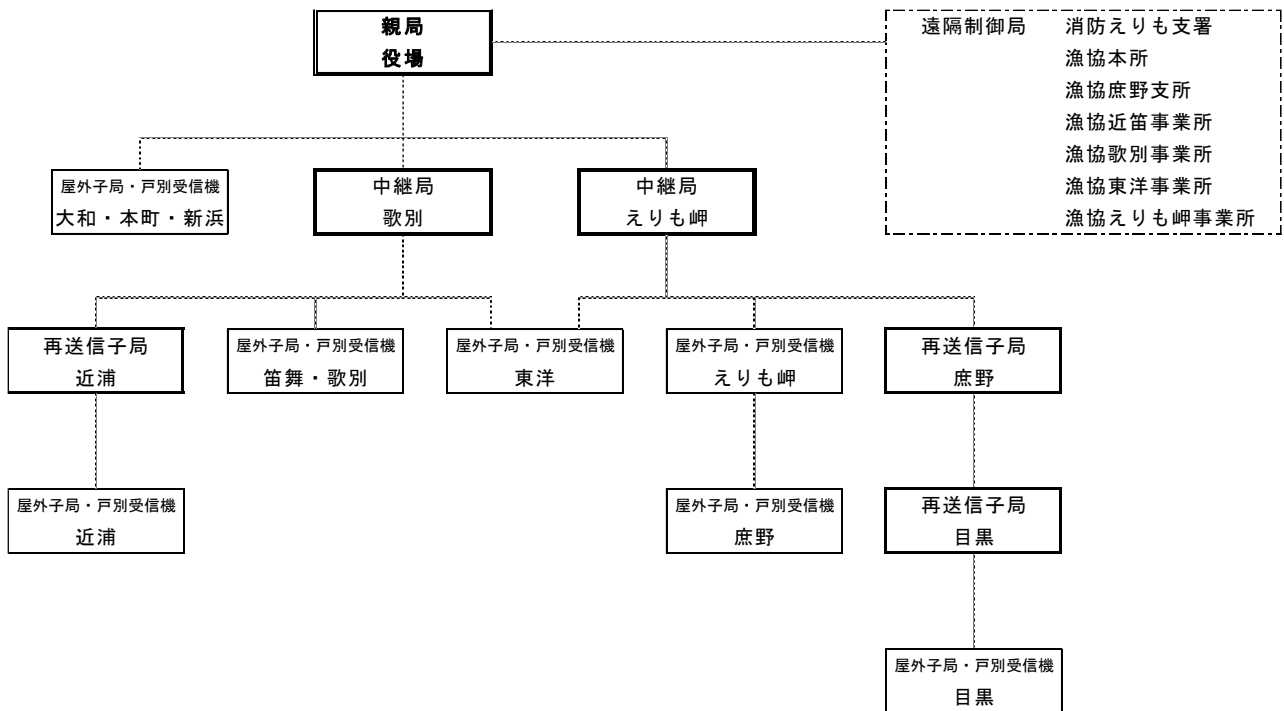
No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (市外局番 01466)	指定緊急避難場所					指定 避難所 (兼)
				対象となる異常な現象の種類					
				洪水	災害 土砂	高潮	地震	津波	
1	近浦高台プレハブ	えりも町字近浦	2-4612	○	○	○	○	○	○
2	近浦神社境内	えりも町字近浦	—	○		○	○		
3	近浦団地高台	えりも町字近浦	—	○		○	○	○	
4	近浦多目的集会施設	えりも町字近浦	2-3886	○	○				○
5	笛舞小学校	えりも町字笛舞	2-2652	○	○	○			○
6	笛舞小学校体育館	えりも町字笛舞	2-2652	○	○	○			
7	笛舞小学校グラウンド	えりも町字笛舞	2-2652	○	○	○	○		
8	笛舞墓地	えりも町字笛舞	2-4621	○	○	○	○	○	
9	笛舞ふれあい館	えりも町字笛舞	2-3385	○	○	○			○
10	田中宅前付近	えりも町字大和 (町道と里線)	—	○	○	○	○	○	
11	やまと苑駐車場	えりも町字大和	2-2777	○	○	○	○		
12	大和共同作業所	えりも町字大和	2-2873	○	○	○			○
13	西えりも生活館	えりも町字大和	2-2091	○	○	○			○
14	西えりも生活館横 グラウンド	えりも町字大和	2-2091	○	○	○	○		
15	えりも町 浄化センター付近	えりも町字大和 (町道と里線)	—			○	○	○	
16	えりも町役場前駐車場	えりも町字本町	2-2111	○		○	○		
17	ふれあいの丘団地 小公園	えりも町字本町	—	○	○	○	○	○	
18	福祉センター	えりも町字本町	2-2526	○	○	○			○
19	えりも小学校	えりも町字新浜	2-2355	○	○	○		○	○
20	えりも小学校体育館	えりも町字新浜	2-2355	○	○	○		○	
21	えりも小学校 グラウンド	えりも町字新浜	2-2355	○	○	○	○	○	
22	えりも中学校	えりも町字新浜	2-2077	○	○	○		○	○
23	えりも中学校体育館	えりも町字新浜	2-2077	○	○	○		○	
24	えりも中学校 グラウンド	えりも町字新浜	2-2077	○	○	○	○	○	
25	えりも高校	えりも町字新浜	2-2405	○	○	○		○	○
26	えりも高校体育館	えりも町字新浜	2-2405	○	○	○		○	
27	えりも高校 グラウンド	えりも町字新浜	2-2405	○	○	○	○	○	
28	町民体育館	えりも町字新浜	2-4628	○	○	○			
29	スポーツ公園	えりも町字新浜	2-4628	○	○	○	○		
30	清掃センター駐車場	えりも町字歌別	2-4323	○	○	○	○	○	
31	岩間板金作業所横	えりも町字歌別	—	○	○	○	○		
32	高橋宅前高台	えりも町字歌別 (歌別神社付近)	—	○	○	○	○		
33	中央保育所避難路高台	えりも町字歌別	2-4621	○	○	○	○	○	
34	歌別生活館	えりも町字歌別	2-2069	○	○	○			○
35	上歌別生活館	えりも町字歌別	2-3388	○	○	○		○	○
36	歌別共同作業所	えりも町字歌別	2-3384	○		○		○	○
37	坂岸墓地	えりも町字東洋	2-4621	○	○	○	○	○	
38	菊地宅前	えりも町字東洋 (エンドモ地区)	—	○	○	○	○	○	

No	施設・場所名	住 所	管理担当 連絡先 (市外局番 01466)	指定緊急避難場所					指定 避難所 (兼)
				対象となる異常な現象の種類					
				洪水	災 土 害 砂	高潮	地震	津波	
39	東洋生活館	えりも町字東洋	3-1358	○	○	○			○
40	東洋墓地	えりも町字東洋	2-4621	○	○	○	○	○	
41	東洋第2生活館	えりも町字東洋	3-1816	○	○	○		○	○
42	東洋共同作業所	えりも町字東洋	3-1817	○	○	○			○
43	えりも岬駐車場	えりも町字東洋	2-4626	○	○	○	○	○	
44	襟裳岬風の館	えりも町字東洋	3-1133	○	○	○		○	
45	えりも岬小学校体育館	えりも町字えりも岬	3-1114	○	○	○	○		
46	えりも岬小学校 グラウンド	えりも町字えりも岬	3-1114	○	○	○	○		
47	えりも岬保育所	えりも町字えりも岬	3-1607	○	○	○			
48	林業総合センター	えりも町字えりも岬	3-1815	○	○	○		○	○
49	とまべつ憩いの湯 ちやっぷ	えりも町字庶野	4-2177	○	○	○			
50	とまべつ憩いの湯 ちやっぷ広場	えりも町字庶野	4-2177	○	○	○	○		
51	吉田商店ガソリン スタンド付近	えりも町字庶野	—	○	○	○	○	○	
52	庶野さくら公園	えりも町字庶野	2-4626	○	○	○	○	○	
53	庶野生活館	えりも町字庶野	4-2454	○					○
54	庶野共同作業所	えりも町字庶野	4-2457	○	○	○			○
55	桜岡生活館	えりも町字庶野	4-2019	○	○	○		○	○
56	美島共同作業所	えりも町字庶野	4-2414	○	○	○		○	○
57	庶野保育所	えりも町字庶野	4-2207	○	○	○		○	○
58	松本宅裏高台	えりも町字目黒 (上目黒地区)	—	○	○	○	○		
59	目黒生活館	えりも町字目黒	5-3345	○	○	○			○
60	旧目黒小学校 グラウンド	えりも町字目黒	5-3201	○	○	○	○		
61	第3体育館	えりも町字目黒	5-3201	○	○	○			○
62	上目黒避難所	えりも町字目黒 (上目黒地区)	2-4612	○	○	○	○		○
63	目黒神社裏高台	えりも町字目黒	—	○	○	○	○	○	
64	目黒墓地	えりも町字目黒	2-4621	○	○	○	○	○	

[通信・輸送]

○ 資料 22 えりも町防災行政無線系統図

えりも町防災行政無線系統図（固定系）



○ 資料 23 緊急通行車両確認証明書

<p>災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 北海道公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名</p>	<p>災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 北海道公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</p>	<p>(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>使用者</p>	
<p>住所 () 局 番 氏名</p>	
<p>出 発 地</p>	
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>	
<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	

○ 資料 24 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 25 重要路線一覧

1 町道 1 級

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	内 容			
					実延長 (m)	幅員 (m)	改良率 (%)	舗装 (m)
1	山の上裏通り線	字本町 103 番地 地先	字新浜 207-3 番地 地先	882.2	875.5	7.5	100.0	875.5
2	旭ヶ丘 1 号線	字本町 217-1 番地 地先	字新浜 237-3 番地 地先	897.7	885.8	6.0	72.1	638.5
4	南部家・幌水循環線	字大和 263-3 番地 地先	字本町 46-1 番地 地先	1,096.0	1,089.5	7.5	100.0	1,089.5
5	幌泉・上歌別線	字本町 458 番地 地先	字本町 642 番地	4,491.2	4,491.2	6.0	26.8	1,205.1
6	和里線	字大和 1-1 番地 地先	字大和 807-2 番地 地先	2,495.1	2,490.6	7.5	98.8	2,469.7
7	下笛舞海岸線	字笛舞 170-1 番地 地先	字笛舞 166-2 番地 地先	1,592.5	1,587.6	4.0	94.4	1,498.2
8	笛舞海岸線	字笛舞 78-4 番地 地先	字笛舞 145-1 番地 地先	968.2	958.3	4.0	100.0	958.3
9	歌別・海浜線	字歌別 79 番地 地先	字歌別 135-1 番地 地先	827.6	815.8	5.0	100.0	815.8
10	歌別・苫別線	字歌別 416-2 番地 地先	字庶野 7-1 番地 地先	5,450.2	5,427.7	4.0	13.0	707.9
11	円島・焼別線	字東洋 199-6 番地 地先	字東洋 71-233 番地 地先	1,587.4	1,575.4	4.5	100.0	1,575.4
12	焼別・折別線	字東洋 251-40 番地 地先	字えりも岬 410-2 番地地先	3,611.9	3,601.4	5.0	100.0	3,601.4
13	えりも岬東通り線	字えりも岬 (国有林内)	字えりも岬 236-13 番地地先	501.0	491.4	7.5	100.0	491.4
14	えりも岬海浜線	字えりも岬 275-1 番地地先	字えりも岬 309-4 番地地先	915.5	911.4	4.0	0.1	1.7
15	えりも岬・大下線	字えりも岬 309-2 番地地先	字えりも岬 392 番 地地先 (右側)	1,202.7	1,098.3	4.5	100.0	1,098.3
16	アーツ・千平線	字庶野 171-1 番地 地先	字庶野 211-1 番地 地先	653.3	645.4	6.0	100.0	645.4
17	庶野保育所通り線	字庶野 616-1 番地 地先	字庶野 552-2 番地 地先	613.6	608.5	5.0	98.0	596.6
18	猿留茶津内線	字目黒 91-1 番地 地先	字目黒 237 番地 地先	1,207.4	1,202.0	7.5	0.2	3.6

2 町道 2 級

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	内 容			
					実延長 (m)	幅員 (m)	改良率 (%)	舗装 (m)
51	南部家 1 丁目線	字大和 362-1 番地 地先	字大和 640-1 番地 地先	663.7	639.5	7.5	100.0	639.5
52	南部家鳥居の沢線	字大和 384-1 番地 地先	字大和 806-7 番地 地先	3,975.4	3,962.9	7.5	100.0	3,962.9
53	夕陽ヶ丘 2 号線	字大和 274-20 番地 地先	字大和 851 番地 地先	535.0	524.9	4.0	100.0	524.9

路線番号	路線名	起点	終点	総延長 (m)	内 容			
					実延長 (m)	幅員 (m)	改良率 (%)	舗装 (m)
54	中学校裏通り線	字新浜 207-1 番地 地先	字新浜 247-1 番地	634.9	663.5	7.5	100.0	663.5
55	会所の沢コロップ線	字本町 505-3 番地 地先	字本町 618 番地	997.1	994.1	5.0	100.0	994.1
56	サッコツ野津内線	字大和 1053-10 番地 地先	字大和 82 番地地先	831.6	826.1	7.5	100.0	826.1
57	野津内線	字大和 103 番地 地先	字大和 64-1 番地 地先	1,267.0	1,262.0	7.5	69.9	882.8
58	笛舞山の手線	字笛舞 1034-3 番地 地先	字笛舞 595-7 番地 地先	780.7	768.9	6.0	100.0	768.9
59	近浦団地道路線	字近浦 277-44 番地 地先	字近浦 277-48 番地 地先	96.3	91.1	6.0	100.0	91.1
60	新岸内コロップ線	字新浜 20-1 番地 地先	字新浜 122 番地 地先	1,334.2	1,321.1	4.0	72.2	954.9
61	コロップ崎浜通り線	字歌別 42-5 番地 地先	字歌別 76-3 番地 地先	644.2	633.3	4.0	100.0	633.3
62	上歌別・豊幌線	字歌別 498-8 番地 地先	字本町 639 番地 地先	2,423.8	2,417.8	7.5	89.2	2,156.9
63	西歌露坂岸線	字東洋 58-11 番地 地先	字東洋 58-1 番地 地先	568.7	563.8	4.0	100.0	563.8
64	歌露 1 号線	字東洋 69-1 番地 地先	字東洋 167-43 番地 地先	1,357.2	1,347.5	5.0	24.1	325.5
66	南東洋油駒線	字東洋 278-2 番地 地先	字東洋 3 7 2 番地 地先	1,223.6	1,214.6	7.5	41.4	502.4
67	油駒・折別線	字東洋 327-17 番地 地先	字えりも岬 406-5 番地地先(国有林)	2,064.1	2,056.0	7.5	100.0	2,056.0
68	えりも岬観光通り線	字えりも岬 42-1 番地 地先	字えりも岬 19-1 番地 地先	345.4	340.1	5.0	0.0	0.0
69	曙 1 号線	字庶野 88-2 番地 地先	字庶野 111-3 番地 地先	1,319.8	1,304.2	5.5	100.0	1,304.2
70	苔別乙部線	字庶野 102-11 番地 地先	字庶野 111-1 番地 地先	2,162.3	2,154.4	7.5	100.0	2,154.4
71	桜丘百人浜線	字庶野 130-1 番地 地先	字庶野 834-4 番地 地先	1,070.3	1,061.0	4.0	0.2	3.0
72	千平浜通り線	字庶野 257 番地 地先	字庶野 236 番地 地先	471.7	463.9	7.5	100.0	463.9
73	千平・ルーラン線	字庶野 430-2 番地 地先	字庶野 307-56 番地 地先	967.7	958.2	5.0	100.0	958.2
74	庶野公住通り線	字庶野 387-9 番地 地先	字庶野 307-46 番地 地先	715.1	706.4	5.0	100.0	706.4
75	シトマン・ガロー線	字庶野 275 番地 地先	字庶野 492-1 番地 地先	1,251.8	1,247.1	4.0	0.0	0.0
76	庶野墓地道路線	字庶野 440 番地 地先	字庶野 404-1 番地 地先	1,291.6	1,282.7	4.0	0.4	5.2
77	番屋前・タルキ線	字庶野 979 番地 地先	字庶野 686-58 番地 地先	1,324.7	1,320.8	5.0	52.1	688.7
78	苔別学校裏通り線	字庶野 17-1 番地 地先	字庶野 102-10 番地 地先	607.7	601.5	4.0	100.0	601.5

○ 資料 26 緊急輸送道路指定路線一覽

(令和 3 年 3 月末現在)

機能区分	路線名	路線延長 B	路線現況延長 (km)		
			車線数別延長		
			4 以上	4 ~ 2	2 未満①
1 次	焼別折別線	2.00	0.00	2.00	0.00
2 次	神社通り線	0.10	0.00	0.10	0.00
	1 号線臨港道路	0.30	0.00	0.30	0.00
	北澗内臨港道路	0.20	0.00	0.20	0.00
3 次	漁港内道路	0.10	0.00	0.10	0.00
	漁港内道路	0.10	0.00	0.10	0.00

○ 資料 27 ヘリコプター離着陸可能位置一覧

番号	施設名 (離着陸可能地)	所在地	著名地点からの 方向・距離	広さ(m)	施設管理者	連絡道路	
					電話番号	区分	幅員
1	笛舞小学校 グラウンド	字笛舞	航空自衛隊レーダー サイトから 北西へ13.0km	50×80	01466-2-2652	町道	4.0m
2	えりも小学校 グラウンド	字新浜	航空自衛隊レーダー サイトから 北西へ7.3km	100×130	01466-2-2355	〃	5.5m
3	東洋小学校 グラウンド	字東洋	航空自衛隊レーダー サイトから 南西へ1.8km	110×80	01466-3-1358	〃	4.0m
4	えりも岬小学校 グラウンド	字えりも岬	航空自衛隊レーダー サイトから 南南東へ4.0km	70×80	01466-3-1114	道道	6.0m
5	庶野小学校 グラウンド	字庶野	航空自衛隊レーダー サイトから 北東へ10.0km	70×200	01466-4-2016	町道	5.5m
6	旧目黒小学校 グラウンド	字目黒	航空自衛隊レーダー サイトから 北北東へ19.5km	80×100	01466-2-2525	〃	4.0m
7	えりも町 スポーツ公園	字新浜	航空自衛隊レーダー サイトから 北西へ6.5km	100×120	01466-2-2525	国道	6.5m

○ 資料 28 ヘリコプター離発着場の設置方法

【安全対策等】

- (1) 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認できる境界線を示す標識を設けること。
 - (2) 離着陸場には、航空機に安全侵入方向を予知させるため、上空から機長が識別できるよう吹き流し又は発煙筒により風向を示しておくこと。
- 吹き流しの設置場所については、着陸に支障がなく見通しの良い場所(ヘリコプターの風圧で飛ばないよう留意すること。)とし、標準寸法は下図のとおりであるが、夜間の場合は風向が判読できる照明施設の併設が望ましい。
- (3) 着陸地帯の中央に石灰粉、ペンキ等で直径 10m の着陸中心を示しておくこと。
 - (4) 離着陸場付近への立ち入り禁止の措置を講ずること。特に、付近に道路がある場合は、離着陸の際一時通行止めの措置をとること。(必要なときは警備員を配置すること。)
 - (5) 離着陸地帯(離着陸方向)近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
 - (6) 地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため、事前に十分な散水を行うこと。
 - (7) 夜間使用する場合は、着陸地点に上空から識別容易な赤色回転灯などの灯火標識を行うこと。(消防車等の赤色回転灯の代替も可)

特に、密集地域においては、ヘリポートの場所が遠方から認識できるよう、近隣の支障のない建物の屋上等に他の照明と区分できる灯火標識を仮設できるようにすること。(予め、灯火標識の設置場所、内容等を通知するものとする。)

夜間照明施設により、離着陸地帯で人物が確認できる程度の照明を行うこと。また、照明施設を装備できず車両等で代替する場合は、上空から離着陸場の位置の目印となるよう消防車両等の赤色回転灯を点灯し、次の要領によること。

【車両による照明方法】

- (9) 冬期間活用する場合は、直径 10m 程度の範囲内で、雪が飛散しないよう除雪された状態若しくは踏み固められた状態とすること。
- (10) 冬期間、除雪するいとまがなく、かつ、積雪 30 cm 以上の場合は、雪を踏み固めたうえで、角材を次の位置に設置すること。

【角材寸法 ; 15 cm × 15 cm × 200 cm】

角材の上にスキッド(足の部分)が乗るようになる。

○ 資料 29 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合。

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合。

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合。

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合。

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合。

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、

速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航(転院搬送及び医師等の搬送を除く。)を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

○ 資料 30 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」とする。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送等が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。
この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8年 7月1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月1日から施行する。

この要領は、平成19年 6月1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 5年 7月1日から施行する。

この要領は、令和 5年11月1日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 31 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園	都市公園法施行令第 3 1 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判断基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 （私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 （戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 （戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 （戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス （戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
都 市 施 設		街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料 32 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

		内容・資格・条件等																																																	
目	的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																																																	
制度の対象となる自然災害		(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号を満たす被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） ⑥①～③の都道府県（※）が2以上ある場合に、 ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る） ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る） （※）①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す (2) 制度の対象となる被災世帯 ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																																	
支給額		(1) 支援金の支給額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基本支援金 (住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">加算支援金 (住宅の再建方法)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊 (損壊割合50%以上)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>④大規模半壊 (損壊割合40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>⑤中規模半壊 (損壊割合30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額					基本支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計			①全壊 (損壊割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	②解体	補修	100万円	200万円	③長期避難	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④大規模半壊 (損壊割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損壊割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
	基本支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計																																															
①全壊 (損壊割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																															
②解体		補修	100万円	200万円																																															
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																															
④大規模半壊 (損壊割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																															
		補修	100万円	150万円																																															
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																															
⑤中規模半壊 (損壊割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																															
		補修	50万円	50万円																																															
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																															

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 33 えりも町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 20 日条例第 22 号
改正
昭和 38 年 12 月 25 日条例第 35 号
昭和 53 年 12 月 19 日条例第 39 号
平成 12 年 3 月 22 日条例第 1 号
平成 25 年 3 月 19 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、えりも町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) えりも町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の区域の全部若しくは一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町教育委員会の教育長
 - (6) 日高東部消防組合の職員及び団員のうち町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者の中から町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、えりも町の職員関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月21日から施行する。

附 則（昭和38年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月19日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第1号抄）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 34 えりも町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 20 日条例第 23 号

改正

昭和 60 年 3 月 20 日条例第 9 号

平成 25 年 3 月 19 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、えりも町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要なことを定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 20 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 35 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

○ 資料 36 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあつせん
- （3）被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあつせん
- （4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- （3）第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）職員の職種別人員
- （3）車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

- (4) 資機材及び物資等の品名、数址等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあつてはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあつてはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道
 北海道知事
 北海道市長会
 北海道市長会長
 北海道町村会
 北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料 37 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第 4 条の 2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第 6 条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を經由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により經由することとされている代表消防機関を經由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を經由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請又は第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議し

て決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 23 日締結)

この協定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

一部改正 (令和 2 年 3 月 23 日締結)

別 表

地域	構成市町等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とちかち広域消防事務組合

○ 資料 38 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、えりも町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 えりも町長

○ 資料 39 日高地方道路防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、日高地方道路防災連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、道路災害の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体および関係機関が相互に連携を図り、道路における地域防災パートナーシップを構築し、道路防災の推進を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関で構成する。

(事 業)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる道路防災事業を行う。

- (1) 地域における道路防災協力体制の整備に関する事
- (2) 道路防災に係る情報提供及び情報交換に関する事
- (3) 道路防災に係る意識の高揚に関する事
- (4) その他、道路防災の必要事項に関する事

(組 織)

- 第5条
- 1, 協議会は、会長および委員で構成するものとする。
 - 2, 協議会の会長は、室蘭開発建設部 次長（河川・道路担当）をもって充て、会務を統括する。
 - 3, 委員は別表2に掲げる機関の防災担当者とする。
 - 4, 会長が詳細な検討のために必要と認めるときは、協議会の下に地域または議題を限定したワーキンググループを置くことができる。

(運 営)

- 第6条
- 1, 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営方針を決定する。
 - 2, 協議会には、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
 - 3, ワーキンググループの開催、構成機関ならびに議題は、会長の指示によりその都度事務局が決定する。
 - 4, ワーキンググループにおける議事内容は、協議会に報告する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、室蘭開発建設部に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項については、協議会の決定による。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成16年6月1日から施行する。

○ 資料 40 災害時における協定一覧

協定締結事業者等一覧

令和 6 年 2 月現在

1 生活物資供給（食料品・飲料・生活必需品・燃料等）に関する協定

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害時における飲料の供給等防災に関する協定 (平成 18 年 12 月 22 日)	北海道コカ・コーラ ボトリング株式会社	・災害対応型自動販売機の電光掲示板による情報発信及び飲料の提供
2	災害時の物資供給及び店舗営業継続又は早期復旧に関する協定 (平成 29 年 3 月 13 日)	(株)セブン-イレブ ン・ジャパン	・災害時における食料品や生活用品の供給及び店舗営業の継続、早期復旧
3	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (平成 31 年 1 月 21 日)	(株)にしかわ、(有)山中 石油、(八)吉田商 店、北海道エネルギ ー(株)えりも SS	・災害時における施設や車両等への燃料の優先的供給
4	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (平成 31 年 4 月 22 日)	(株)ホームックニコッ ト	・災害時に食料品、生活用品等の供給
5	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (令和元年 5 月 31 日)	(株)セコマ	・災害時に食料品、生活用品等の供給
6	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (令和元年 6 月 18 日)	生活協同組合コー プさっぽろ	・災害時に食料品、生活用品等の供給
7	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (令和 2 年 1 月 24 日締結)	合同容器株式会社	・災害が発生した際の段ボールベッド等の供給

2 災害復旧に関する協定

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定 (平成 10 年 12 月 1 日)	日本水道協会道南 地区協議会(胆振・ 日高管内の各町村 との締結)	・災害時における復旧、応援活動への相互協力
2	えりも町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する協定 (平成 19 年 8 月 1 日)	えりも建設協会	・公共土木施設の被害調査及び応急対策への協力
3	災害時における応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成 23 年 3 月 1 日)	北海道エルピーガ ス災害対策協議会	・災害時における復旧、LP ガスの供給、安全対策への協力
4	災害時の協力体制に関する協定 (平成 24 年 3 月 1 日)	ひだか南森林組合	・被害調査及び応急対策活動

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
5	災害時協力協定書 (平成 24 年 5 月 25 日)	一般社団法人 北海道電気保安協会	・災害時における電力復旧、応急対策への協力
6	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定 (平成 25 年 10 月 22 日)	日高東部電友会	・公共施設の被害報告及び復旧業務に関する協定
7	災害時における相互協力に関する基本協定について (令和 4 年 1 月 11 日)	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	・災害時における停電復旧の迅速化、生活の安定を図る
8	「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「包括連携協定」 (令和 4 年 4 月 13 日)	一般社団法人 ムービングハウス協会	・災害時における「応急仮設住宅」の建設及び地域の特性を生かした災害対応の促進

3 情報発信等に関する協定

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害に係る情報発信等に関する協定 (令和 4 年 2 月 28 日)	LINE ヤフー(株)	・自治体からの緊急情報や防災情報の発信

4 医療・衛生に関する協定

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害時の遺体搬送等に関する協定 (平成 18 年 6 月 23 日)	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	・道内に災害救助法が適用された場合の遺体の搬送及び搬送に必要な物品の提供
2	日高地域災害時の医療救護活動に関する協定 (平成 19 年 3 月 29 日)	一般社団法人日高 医師会(日高町村会 との締結)	・災害時の医療救護活動及び遺体の検案
3	日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定 (平成 19 年 3 月 30 日)	一般社団法人日高 歯科医師会(日高町 村会との締結)	・災害時の歯科医療活動及び衛生指導

5 交通・輸送に関する協定

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害時における輸送業務に関する協定 (平成 26 年 10 月 6 日)	一般社団法人室蘭 地区トラック協会 浦河支部	・災害時における物資の輸送業務
2	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定 (令和 2 年 8 月 31 日)	ヤマト運輸株式会社	・災害時における備蓄品の輸送業務

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
3	災害時における支援協定に関する協定 (令和6年1月30日締結)	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 株式会社北海道丸和ロジスティクス	・物資等の輸送力の提供、荷役作業の提供、物資の調達及び供給

6 その他 協定

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	道路情報提供サービスに関する覚書 (平成11年8月2日)	えりも郵便局	・業務途上で収集した被害情報の提供
2	日高管内における災害時相互応援協定 (平成26年6月23日) ※平成29年6月23日 改定	日高管内7町 北海道日高振興局	・復旧に必要な職員の派遣、物資の供給
3	災害時におけるえりも町内郵便局、えりも町間協力に関する協定 (平成10年6月25日) ※平成31年3月31日 再締結	えりも郵便局、庶野郵便局、えりも岬郵便局、目黒郵便局	・災害時における相互協力
4	大規模災害時等の情報共有要領及び生活支援等に関する協定 (平成31年4月5日)	陸上自衛隊第7師団 第7高射特科連隊連隊長	・平常時からの連絡体制の整備、災害時における情報収集及び救助活動

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		部 長	班 長	班 員	
報 告 日 時	年 月 日 () 時 分				
報告者の所属・氏名	部 班				
情報提供者の氏名等	住所 氏名 〆 () -				
情報提供者の所在					
情報提供の方法	電話 ・ 訪問 ・ その他 ()				
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		概	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)	
		場 所			
		原 因			
		被 害 状 況			
		応 急 措 置			
		対 策 要 求			
		気 象 等 の 状 況			
		要	そ の 他		

(特記事項)

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
 3 受付番号は、総務班で記入すること。
 4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

総務対策部長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第 4 号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災行政無線 連絡 その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第5号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名) 自 年 日
至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第6号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分	設置		
	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分	設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
	避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
(5) その他措置の状況						
(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第7号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	うち災害関連死者	人				海岸	箇所		
	行方不明	人				砂防設備	箇所		
	重傷	人				地すべり	箇所		
	軽傷	人				急傾斜地	箇所		
計	人	道路	箇所						
② 住家被害	全壊	棟	計			橋梁	箇所		
		世帯			小計	箇所			
		人			市町村工事	河川	箇所		
	半壊	棟				道路	箇所		
		世帯				橋梁	箇所		
		人			小計	箇所			
	一部破損	棟			⑥ 水産被害	漁船	港湾	箇所	
		世帯					漁港	箇所	
		人					下水道	箇所	
	床上浸水	棟		⑦ 林業被害		道有林	公園	箇所	
世帯		崖くずれ	箇所						
人		計	箇所						
床下浸水	棟	④ 農業被害	一般民有林			沈没流出	隻		
	世帯					破損	隻		
	人					計	隻		
計	棟		③ 非住家被害			漁港施設	漁港施設	箇所	
	世帯				共同利用施設		共同利用施設	箇所	
	人						その他施設	箇所	
	全壊						棟	漁具(網)	件
その他				水産製品	件				
棟				その他	件				
半壊	棟			④ 農業被害	道有林	計			
	その他	林地				林地	箇所		
	棟					治山施設	箇所		
計	公共建物				⑦ 林業被害	道有林	林道	箇所	
	その他	林産物	林産物				箇所		
	棟		その他				箇所		
全壊	公共建物		④ 農業被害			一般民有林	小計	箇所	
	その他	林地					林地	箇所	
	棟						治山施設	箇所	
半壊	公共建物					④ 農業被害	道有林	林道	箇所
	その他	林産物		林産物				箇所	
	棟			その他				箇所	
計	公共建物			④ 農業被害			道有林	小計	箇所
	その他	林地			林地			箇所	
	棟				治山施設			箇所	
全壊	公共建物				④ 農業被害		一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物	林産物					箇所	
	棟		その他					箇所	
半壊	公共建物		④ 農業被害				道有林	小計	箇所
	その他	林地				林地		箇所	
	棟					治山施設		箇所	
計	公共建物					④ 農業被害	一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物		林産物				箇所	
	棟			その他				箇所	
全壊	公共建物			④ 農業被害			道有林	小計	箇所
	その他	林地			林地			箇所	
	棟				治山施設			箇所	
半壊	公共建物				④ 農業被害		一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物	林産物					箇所	
	棟		その他					箇所	
計	公共建物		④ 農業被害				道有林	小計	箇所
	その他	林地				林地		箇所	
	棟					治山施設		箇所	
全壊	公共建物					④ 農業被害	一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物		林産物				箇所	
	棟			その他				箇所	
半壊	公共建物			④ 農業被害			道有林	小計	箇所
	その他	林地			林地			箇所	
	棟				治山施設			箇所	
計	公共建物				④ 農業被害		一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物	林産物					箇所	
	棟		その他					箇所	
全壊	公共建物		④ 農業被害				道有林	小計	箇所
	その他	林地				林地		箇所	
	棟					治山施設		箇所	
半壊	公共建物					④ 農業被害	一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物		林産物				箇所	
	棟			その他				箇所	
計	公共建物			④ 農業被害			道有林	小計	箇所
	その他	林地			林地			箇所	
	棟				治山施設			箇所	
全壊	公共建物				④ 農業被害		一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物	林産物					箇所	
	棟		その他					箇所	
半壊	公共建物		④ 農業被害				道有林	小計	箇所
	その他	林地				林地		箇所	
	棟					治山施設		箇所	
計	公共建物					④ 農業被害	一般民有林	林道	箇所
	その他	林産物		林産物				箇所	
	棟			その他				箇所	

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設		箇所			計		箇所	
	火葬場		箇所		⑬その他	鉄道不通		箇所	
	計		箇所			鉄道施設		箇所	
				被害船舶		隻			
				空港		箇所			
				水道		戸	—		
				電話		回線	—		
⑨商工被害	商業		件		電気		戸	—	
	工業		件		ガス		戸	—	
	その他		件		ブロック塀等		箇所		
	計		件		都市施設		箇所		
⑩公立文教施設	小学校		箇所		計		—		
	中学校		箇所		被害総額				
	高校		箇所		火災発生	建物	件		
	その他文教施設		箇所			危険物		件	
	計		箇所			その他		件	
公共施設被害市町村数			団体		消防団員出動延人数		人		
罹災世帯数			世帯						
罹災災者数			人						
消防職員出動延人数			人						
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報ごつき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第 8 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

え り も 町

報 告 日 時 月 日 時 現 在

気 象 状 況			降 雨 量	総 雨 量		mm
	河 川 名		地 区 名	概 要 (水 位 等)		
主 要 河 川 状 況						
道 路 橋 梁 状 況	路 線 名 等		地 区 名	概 要 (不 通 箇 所 等)		
浸 水 状 況	地 区 名	概 要		地 区 名	概 要	
避 難 状 況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間	
	避 難 指 示					
	高 齢 者 等 避 難					
	自 主 避 難					

○ 別記第 9 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年 月 日	処分権者			印
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
	年 月 日	処分権者			印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書							
	住所 氏名							
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理 収用	を使用する。
	年 月 日							
	処分権者						印	
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書						
	住所 氏名						
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
	年 月 日						
	処分権者						印
変更した処分の内容							

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日 交付	
えりも町長	印
交付責任者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 10 号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名

]

No. _____

現 住 所				被 災 場 所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏・姓・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤務先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外の場合は、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 11 号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 12 号様式 避難所設置及び収容状況

(えりも町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで				
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区別に合計しておくこと。

○ 別記第 13 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

え り も 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 14 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

えりも町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 15 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

え り も 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等		金 額	修 繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
					円				円	円			
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 16 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

え り も 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

え り も 町

供 給 月 日	対 象 員 人	給水用機械器具							実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 18 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年 月 日 時現在

え り も 町

被害別	世帯構成員別												
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

○ 別記第 19 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物 資 購 入 (配 分) 計 画 表

年 月 日 時現在

え り も 町

品 目	単 価	世帯												計				備 考
		人世帯				人世帯				人世帯				数	世帯数	所要数	金額	
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額					
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流出世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 20 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年 月 日 時現在

え り も 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 21 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 22 号様式 救護班活動状況

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名 _____ 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

えりも町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数	金額	備考
				入院	通院			
				入院	通院	点 点	円	
計	機関							

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第24号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

えりも町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月時 日分		月日 日分	円	
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		
	月時 日分		月日 日分		

○ 別記第 25 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

えりも町

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品						実支出額	備考
					教科		書	その他		学用品		
					国語			鉛筆	ノート			
				月 日							円	
小学校		人									円	
中学校		人									円	
計												

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 26 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

え り も 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 27 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

え り も 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額 円	摘 要
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 28 号様式 死体の搜索状況記録簿

死 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

え り も 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

え り も 町

処 理 日 年 月	死 体 発 見 の 日 時 場 所	死 者 氏 名	遺 族 氏 名	遺 族 死 亡 者 と の 関 係	洗 浄 品 名	洗 浄 等 の 数 量	処 理 の 金 額		死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	考 備
							金	額				
								円	円	円		
計		人										

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 埋葬台帳

埋葬台帳

えりも町

死亡年月日	死亡者		埋葬氏名	埋葬を 行った者 死亡者との 関係	埋葬者 （付属品 を含む）	埋葬又は 火葬料	葬費		備考
	氏名	年齢					骨	計	
					円	円	円	円	
計		人							

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

え り も 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 33 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担当者職氏名							
		連 絡 先	TEL						FAX
災害の状況・派遣理由	覚 知	年		月	時	分			
	災害発生日時	年		月	時	分			
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派遣を必要とする区域					希望する活動内容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 況 の 状 況	離着陸場名								
	特記事項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)						
必 要 と す る 資 機 材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救急自動車等の手配状況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名)			(職・氏名)				
無線連絡方法		(周波数)							Hz
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

○ 別記第 34 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 月 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

えりも町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。
記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]								
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]								
災害発生状況 措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

○ 別記第 35 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	F A X			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名			担当課氏名		
3 受入病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名			直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業
住所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病名			<input type="checkbox"/> 入院中	<input type="checkbox"/> 外来：	月 日
経過	血圧：		mmHg	脈拍： 回/分	
	呼吸：		回/分	体温： °C	
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送が 必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他		(主な理由：)		
気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため(治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他
医師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由：)
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名					
7 運航上の必要事項機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 8ℓ以上サイズ × (cm)
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W ×L ×H (cm)
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W ×L ×H (cm)
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：		メモ		
	受入病院：				

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

○ 別記第 36 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について)

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

え り も 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 6 8 条の 2 に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明確にする）

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望とする期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となる事項

（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

○ 別記第 37 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

え り も 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

○ 別記第 38 号様式 罹災証明書

様式第1号(第3条関係)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
申請者	住 所	
	氏 名	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地				
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊
	<input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)			
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

幌泉郡えりも町長

印

別 紙
(記載例)

様式第1号(第3条関係)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	北海道〇〇町〇丁目〇番〇号	
世帯主氏名	〇山 〇男	
申請者	住 所	北海道〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏 名	〇山 〇子

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の所在地	北海道〇〇町〇丁目〇番〇号
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	<input checked="" type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

幌泉郡えりも町長

⑧

〔 そ の 他 〕

○ 参考資料 自主防災組織の活動

1 自主防災組織とは？

防災とは、つぎの3つのことを通して「いのちを守る」ことです。

- ① 防げる災害は防ぐ
- ② 防げない災害については、被害を減らす
- ③ そのために日頃から備える

「自分の身の安全は自分で守る（これを自助といいます）」ため、これらを私たち一人ひとりが積極的に行っていこうというのが自主防災です。そして、こうした自主防災活動を組織的に行っていこうとする団体を「自主防災組織」といいます。

2 自主防災組織の必要性

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。災害に強いまちを目指し、自主防災組織づくりを進めていきましょう。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条 第2項）として、市町村が自主防災組織の充実に努めなければならないことが規定されています。

3 自主防災組織のおもな活動

災害が発生した場合、町や防災機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、大規模な災害が発生した場合は、電話の不通、交通網の寸断、火災など、防災機関機能の分断によって消防や警察などの救護がすぐに来ない可能性があります。

そんなとき、消火、救出、救護などの活動に取り組み、最小限の被害にとどめるためには、地域住民の協力体制が不可欠です。

自主防災組織には、大きく分けると「平常時の活動」と「災害時の活動」の2つに分けられます。

◎平常時の活動

- 防災知識の普及
- 地域内の災害危険箇所などの確認
- 家庭内の安全点検
- 防災要資機材の整備点検
- 防災訓練の実施
- 支援の必要な要援護者の確認

◎災害時の活動

- 情報班：災害に関する情報の収集、住民に対する正しい情報の伝達
- 消火班：出火防止および初期消火活動
- 避難誘導班：市民の避難誘導活動

- 救出救護班：負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動
- 給食・給水班 水や食糧などの配分、炊き出しなどの給食・給水活動

(1) 平常時の主な活動

① 防災知識の広報・啓発

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域や家庭で防災意識を醸成する必要があります。

② 危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。そのため、主に次のような視点から地域の危険箇所について把握しておきましょう。

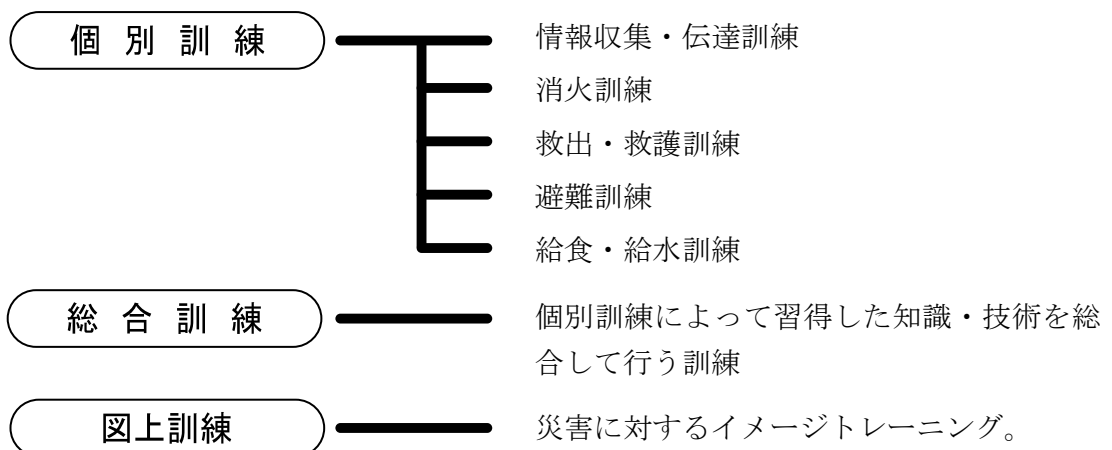
地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- 町等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。

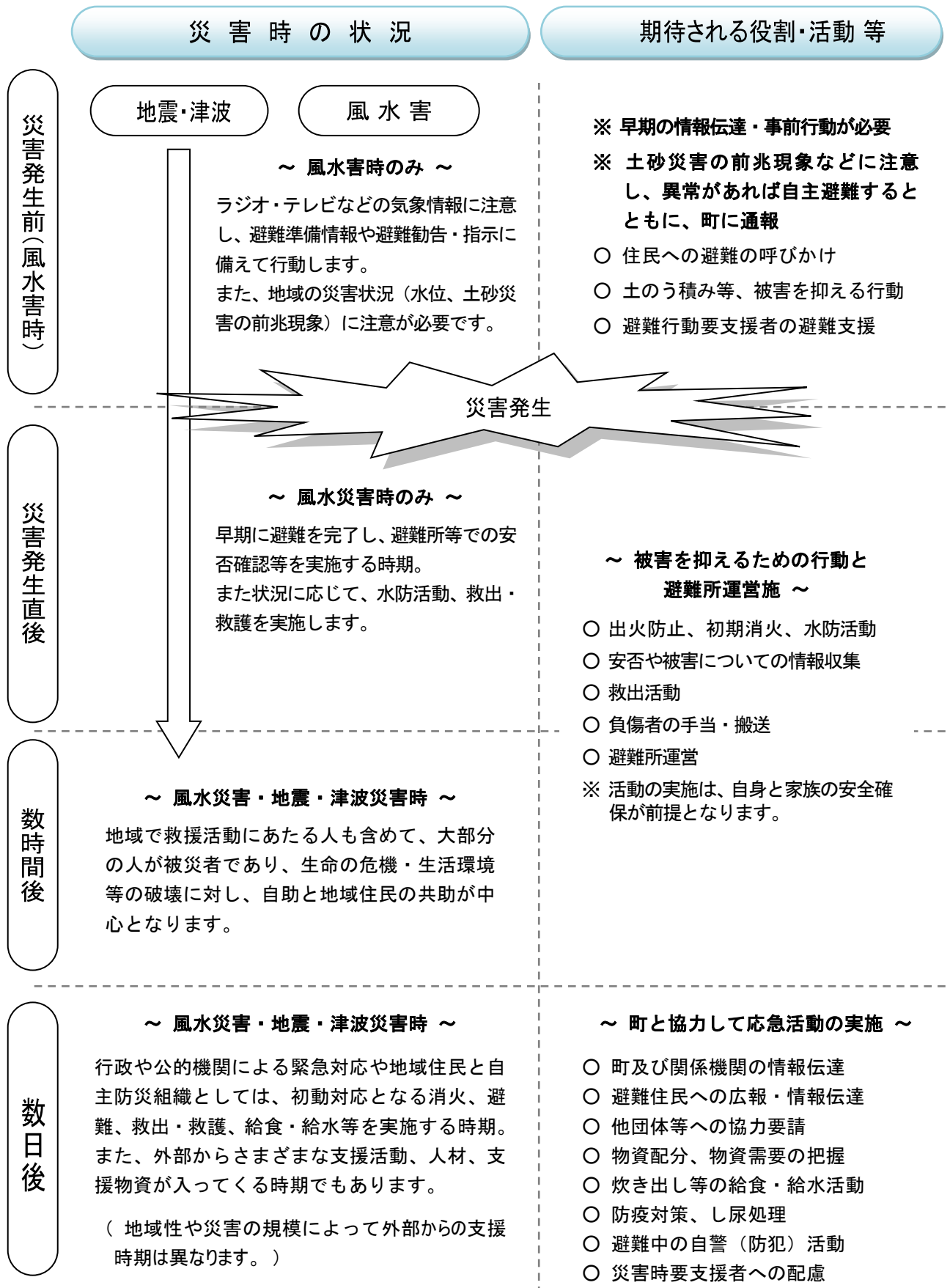
③ 防災訓練

防災訓練としては、次のような訓練あります。



(2) 災害時の活動

災害時の活動として、例えば次のような活動が期待されています。



えりも町地域防災計画

資 料 編

令和6年3月

えりも町防災会議